

総務市民常任委員会会議録

[令和7年12月定例会]

12月10日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和7年12月10日（水）

会場：第1委員会室

時 間	案 件	所 管 課	ペー ジ
10:00	議 案 第 57 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課	2
	議 案 第 58 号 筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	財政課	10
	議 案 第 79 号 令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	人権政策・男女共同参画課	14
	議 案 第 60 号 筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市民課	16
	議 案 第 61 号 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について	税務課	21
	議 案 第 62 号 筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	税務課	25
	議 案 第 63 号 筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	33
	議 案 第 78 号 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	国保年金課	34
	所管事務報告 二日市コミュニティの現状について	コミュニティ推進課	37
	所管事務調査 各コミュニティセンターの備品・機器について	コミュニティ推進課	42
	所管事務報告 投票環境の向上について	選挙管理委員会事務局	46
	所管事務報告 筑紫野市公共施設等総合管理計画改訂の進捗状況について	管財課	56
	所管事務調査 ジャスコ跡地の活用について	管財課	58
	所管事務調査 市役所敷地内の手すり設置について	管財課	62
	所管事務調査 西鉄二日市駅周辺の防犯対策について	危機管理課	67
	所管事務調査 防災・減災対策について	危機管理課	71

令和7年第6回(12月)筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和7年12月10日(水)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	前田倫宏	副委員長	吉村陽一
委員	横尾秋洋	委員	西村和子
委員	山本加奈子	委員	城健二
委員	佐々木忠孝		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(11名)

議員	辻本美恵子	議員	上村和男
議員	白石卓也	議員	宮崎吉弘
議員	八尋一男	議員	古賀新悟
議員	坂口勝彦	議員	段下季一郎
議員	檜木孝一	議員	赤司祥一
議員	春口茜		

○出席説明員(27名)

企画政策部長	宗貞繁昭	人事課長	永田貴也
人事担当係長	佐藤武朗	総務部長	嵯峨栄二
財政課長	高木伸泰	財政担当係長	尾形基貴
人権政策・男女共同参画課長	谷典士	人権・同和政策担当係長	田川誠
管財課長	永利啓次	管財担当係長	橋本泰晴
危機管理課長	川口隆	危機管理担当係長	永田新太郎
生活安全・防犯担当係長	河野桂子	市民生活部長	杉村真子
コミュニティ推進課長	吉田浩隆	コミュニティ推進担当係長	梅本裕貴
市民課長	高口修	整備担当係長	中野寛久

税務課長 大久保 泰 輔
固定資産税担当主任 牛 島 和 彦
国保年金課長 山 田 和 成
医療年金担当係長 藤 本 光 信
選挙担当係長 市 川 勝 也

市民税担当係長 結 城 哲 雄
市民税担当主任 堤 峻 太
国保担当係長 宮 下 無 双
選挙管理委員会事務局長 前 田 英 徳

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達
主 査 森 敬

課 長 高 木 美智子

開会 午前10時00分

○委員長（前田倫宏君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に9名の議員が傍聴に出席してありますので、報告をしておきます。

では、会議に入ります前に、念のため申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をし、私から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言をしていただきますようお願いいたします。

また、携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードの設定をお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか1件を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めてまいります。

それでは、議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただき、出席職員の御紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） おはようございます。企画政策部の宗貞でございます。

本日は、議案第57号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について、御説明申し上げたいと思います。よろしく御審議お願いしたいと思っております。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策部人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくをお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 同じく人事課、人事担当係長の佐藤でございます。

○人事担当係長（佐藤武朗君） 佐藤と申します。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしく申し上げます。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第57号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第57号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、提案内容補足説明書の9ページをよろしくお願ひいたします。

初めに、今回の条例改正の理由でございますが、このたびの職員の不祥事に対する市政全体の監督責任を重く受け止め、その責任を明らかにするために市長の給料の減額措置を行うものとし、条例の一部を改正するものでございます。

次に、具体的な改正内容でございますが、市長の給料月額を現行の92万円から10%減額をし、82万8,000円に変更するものでございます。その減額の期間につきましては、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの3か月間といたします。このことに伴います影響額につきましては、27万6,000円となっております。

改正内容については以上でございます。

引き続き、議案について説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願ひいたします。

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の附則に、今回の減額措置の内容を加えるものでございます。附則の第17項といたしまして、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間、市長の給料月額を82万8,000円とすることを規定するものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） これは3月31日まで終わった後の条例は、その後どうなるのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 今回、特別の減額措置でございますので、附則にこの文言を加えて、この期間が終了すれば元に自動的に戻るという形で考えております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方。

西村委員。

○委員（西村和子君） このような事例があったときの基準みたいなのがあるんですか。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 具体的な基準というものはございませんが、責任の所在を明らかにするという意味で、こういう形の対応をさせていただくということを御提案させていただいているものになります。この減額措置の程度につきましても、類似事例の調査等を行いまして、大体このような水準が妥当ではないのかということで判断をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） この今回の処分につきまして、市長はこういう形で3か月間の減給という形になっておりますが、例えばこれ、本当に連続して不祥事が発生しましたよね。本当に最初は、あれは横領か、詐欺かという形になっている刑法犯の犯罪と、そして今回も一応これはセットになるんですかね、あれは。今回は盗んであれしているから。一応、警察のほうに相談しているということで、前回の処分については、減給のやっぱり10分の1の半年、6か月間だったですかね。だから、それで一応処分されていると。でも、その上司の、上のほうはといたら処分という、戒告ですよ、戒告だったですかね。一番軽い処分ですよ。あれは上からの注意だけですもんね、戒告というのは。それで終わっていると。

今回はといたら懲戒免職されていますよね、本人は。そして、市長がこれで3か月の減給という形になっていますが、そのいわゆる上司に当たる方というのは、やっぱり戒告で終わっちゃっているわけでしょう。中間の、いわゆる課長だ、部長だとか、そういう方たちは。それって何か、前回のやつと比べても、何かえらい今回は厳しい、逆に言えば、前回はえらい軽くなって私は思ったんですね。だから本当にその辺についても、これで、これだけでいいのかなという感じがしているんですよ。

もっともっと、やっぱり不祥事がもうこうやって多発している、もう連続して発生している。前回のやつで、もうこれで大丈夫だろうという形だったんだけど、またかよという形ですよ。結局、市民もその辺では非常に不満を持っているんじゃないかなと思っ

ている中で、はっきり言って、今回この処分だけでいいのかなというのはあります。中間の処分というのは戒告だけだけど、やっぱりそれより重い処分というのはできなかったんですかね。本人はもう当然、懲戒免職という一番厳しい処分になっているんだけど、市長だっ

てもうこれだったら、私はあまりにも軽過ぎるんじゃないかなと思うぐらいなんですけど

ね、これも本当に。

○委員長（前田倫宏君） 部長、答弁できますか。ああ、課長がいいですか。永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 今回の処分につきましては、賞罰審議会というものがござい
ますので、そちらの審議会にお諮りをして、処分の程度の答申をいただいた上で決定をし
ているようなものになります。その処分の程度の決定をするに当たっては、市で作成して
おります懲戒処分の指針に基づいて、「こういうケースは標準的な例としてこれぐらいの
処分になりますよ」というのがそこに書いてあるんですけども、そこをベースとして懲
戒処分の指針に基づいて、処分の程度の御審議をいただいた上で決定をしているという中
身でございます。この懲戒処分の指針についても、国家公務員のものと同じものを使用し
ておりますので、一般的に行っている処分の程度という御認識をいただきたいとは考えて
おります。ただ、処分の程度について様々な御意見があろうかと思っておりますので、そこにつ
きましては真摯に受け止めさせていただきたいとは考えております。

なお、また処分の程度についての補足でございますが、やはり先ほどの西村議員からの
御質問でも御回答させていただきましたけれども、他市の事例などもしっかり調査をした
上で、処分の程度というのは決定をさせていただいておりますので、著しく今回の処分が、
管理監督責任という部分で低いとか、前回はどうかだったのかとかいうところについて、御
意見はあるかとは思いますが、処分の程度が著しく低いとかということはないん
じやなかろうかとは、私どもとしては判断しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 今、懲戒処分の指針に基づいて処分しているというふうにおっ
しゃったと思うんですけど、これは本人もそうですし、市長もそうということですか。
さっき基準はないというふうにおっしゃったので、ちょっと分からなくなっただけです。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 申し訳ありません。市長に関しましては特別職でありますの
で、この懲戒処分の指針に該当する方ではございませんので、市長御自身の判断で、この
判断をされたというものになります。懲戒処分の指針に基づいてということではございま
せん。

○委員長（前田倫宏君） 吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） すみません、その賞罰委員会、審議会ですかね、のほうから答申があっているんだろうと思いますけども、その答申の内容からして、同等程度の処分だったのか、それよりも重かったのか軽かったのか、その答申の中に、市長の今回の減給ですかね、そういったものも入っていたのかということも教えていただいてもいいですか。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） すみません、確認をさせていただきたいんですけど、一つ目の御質問が何と比較して重かったのか、軽かったのかという、指針と比較してということによろしいですか。（「賞罰審議会の答申の内容です」と呼ぶ者あり）ああ、と比較してということで。ありがとうございます、すみません。

賞罰審議会の答申の内容どおりの処分の決定をさせていただいております。市長の給料の減額措置に関しましては、審議会への諮問項目ではありませんので、審議会からの御意見とか答申の中には含まれておりません。市長御自身の判断でこの提案をさせていただくという決定をさせていただいたということになります。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 賞罰審議会ってどういうメンバーがいらっしゃるんですか。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 賞罰審議会の構成につきましては、市の内部の職員でございますが、部長職の8名の職員で構成をされております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） すみません、もう一回あれなんですけど、前回は、本人は減給の10分の1の6か月だったですよ。そして、それで終わっていますよね。それですよ、懲戒処分としては。今回は懲戒免職ですよ、一番重い。結局は、罪自体はほとんど同じですよ、あれは、今回と前回は。金額も八十何万と九十何万ですもんね、10万ぐらいしか変わらないでしょう。それで結局、前回は減給、あれは降格もされていないんでしょう、本人は。そのまま係長さんですかね、まあ誰だか分からないですけど、係長職をそのまま続けられているんでしょう。いわゆる半年間、10分の1減給になっていると。今回は懲戒免職と。何かその差というのがえらい大きいんじゃないかと思うんですけど、それもやっ

ぱり審査の結果で、そういうふうな形に審査されたということなんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 前回につきましては、給与の不適正受給という不正行為があったということで処分のほうを行っておりますので、この給与の不適正受給に関する懲戒処分の指針に基づいて審議をいただいた上で、処分の決定を行ったという経緯でございます。今回に関しましては、公金の横領あるいは窃盗というところで処分の決定を行ったというもので、処分の程度の違いについては、不正行為の種類が違うという判断をしているところによるものになると考えております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 城委員。

○委員（城 健二君） 最初の不適正処分、いわゆる、要は増したということでしょう。あれって、でも刑法で言えば詐欺罪ですよ、多分ね。横領というよりも、あれは詐欺のほうに匹敵するんじゃないかと思うんだけど、要は、そうですね、だまして、そして錯誤に陥れて、いわゆる搾取、だまし取っているという形になるから、完全に刑法犯でいけば詐欺罪になると。詐欺罪と、例えば次の窃盗罪はもう同じですもんね。これは違うから、その前は違うから、そういうふうな感じになったと言うけど、何かその辺が全然納得できないなと思いますよね。

前のは警察に被害届も出していないということだったですもんね。そして今回は、まあ被害届を出したかどうかは分からないけど、いわゆる警察に相談しているということをおっしゃってましたもんね。私からすればもう同じ罪なんですよね、あれは。詐欺罪も窃盗罪も10年以下の禁錮刑、拘禁刑ですもんね、今は拘禁刑というんだけど、同じ罰条だし。その中で何でそういうふうな違いがあるのかなと思うんですけど、その辺もう一回お願いします。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

城委員。

○委員（城 健二君） ただいまのは取り消します。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 賞罰審議会のメンバー構成ですけれども、市の内部だということですが、例えば顧問弁護士とか、そういった外部の方を1名入れるという考えはございますか。私は内部の打合せよりも、1人でも外部の方を入れたほうがよいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 賞罰審議会につきましては、例規の中に規定されているものに基づいて開催をしておりますので、今の規定の中身では、外部の方を入れるということは難しいのかなと考えております。ただ、審議を行うに当たっては、事前に顧問弁護士の方に内容の報告、あと相談をさせていただいた上で、顧問弁護士の方からの御意見も審議会の中で報告をさせていただいた上で、処分の程度の審議を行っていただいております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） よろしいですか。ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第57号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第57号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので御挨拶をいただき、出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨と申します。

今委員会に総務部といたしまして、条例改正1件、特別会計補正予算1件、御提案をさせていただきます。

まず、議案第58号、筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定の件について、出席職員を紹介いたしますので、よろしくをお願いいたします。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長、尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第58号、筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、議案第58号、筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

本会議のフォルダ内、ただいま通知を出しますが、2番、補足説明書のファイルをお開きください。こちらの11ページでございます。

今回の改正理由につきましては、決算剰余金の処分方法を整理するというものでございます。

地方財政法第7条の規定によりますと、決算剰余金の2分の1を下らない金額については基金へ積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならない、いわゆるどの基金に積み立ててもいいとされておりますが、現行の条例におきましては、剰余金の2分の1の額は財政調整基金に毎年度積み立てるものとされております。

今回の改正では、法律の規定にのっとりまして、剰余金を財政調整基金だけではなく、老朽化する施設の更新など、将来の財政運営のための財源確保を目的とした他基金への積立てを想定をするものでございます。

また、これに加えて、地方自治法第233条の2ただし書の規定には、剰余金の一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる定められておりますので、その規定を併せて設けるものでございます。

次の12ページ、新旧対照表を御覧ください。表の右側になります。これまで第2条におきまして、積立金については「決算剰余金の2分の1の額」としているものを、表の左側に移っていただいて、今回の改正案では、第1項におきまして、積立金は「歳出予算をもって定める額」と、第2項において「決算剰余金の一部を基金に編入することができる」とするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） 本件について説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

剰余金を基金に積み立てることで翌年度の財源が減ってしまうんじゃないかなという、住民サービスに使えるものが減るのではないかという懸念があるので、その件が1点と、あと、基金残高は幾らを適正規模として見ていらっしゃるのか。結構、公共施設等整備基金も財政計画では10年間で86億円ぐらい増加しているというのもありましたので、適正幾らぐらいをもって今回この条例改正をするのか。最後に、地方自治法では剰余金は原則翌年度に繰り越すとされていて、ただし書で書いてありますよね。そこをわざわざ、そこを使ってまで基金を増やさなければいけない背景をお尋ねします。3個お願いします。

○委員長（前田倫宏君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず剰余金について、基金に積み立てることで活用が減るのではないかという1点目の御質問でございますが、こちらにつきましては地方財政法の中で、決算剰余金の2分の1を下らない額、2分の1以上の額を基金へ積み立てることという形で規定がされていますので、それに基づいて今までも積立てを行って、必要なときに取崩しをして活用していたところでございます。

続いて、2点目の基金の適正額というところですか。これまで財政調整基金のほうに積立

てを行っていたところなのですが、近年、本市の財政調整基金の額が順調に増加をしております。県内27市の中でも少ない状況ではなくなっている状況でございます。そういった状況の中で今回、財政調整基金だけではなくて、ほかの基金への積立ても想定するものということにしたところでございます。

続いて、3点目のただし書の内容についてでございますが、こちらについては、そもそも地方自治法の中に、剰余金の一部を翌年度に繰り越すことなく基金に編入することができるという規定がございまして、他市の条例の例規等も参考にしながら、今回それを入れたものでございます。必ずしも、繰り越さずに基金に編入するということを想定しているものではないということでございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 理由のところに、処分方法を整理するためというふうに書いてあるんですけど、これを行うことでの最大のメリットというのはどういうところにあるのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 一部繰り返しになりますけれども、今まで決算剰余金の2分の1の額というのは、財政調整基金のほうに必ず積立てをするという規定になっておりました。これを、公共施設の老朽化に対しての需要に対応するために、公共施設等整備基金のほうに積立てもできるよくなるということでございます。ただし、県内の積立金の推移を踏まえながら、財政調整基金などへの積立ても想定はされるものとなります。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 何かそういう、条例を改正する前の背景というかがあって、今回のような形をするんですか。ちょっとその辺をお願いします。

○委員長（前田倫宏君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） これまで、この財政調整基金条例につきましては、昭和47年に市制施行になったときに改正をして、それ以来、改正がないような状況でございました。この規定があるために、これまで他市と運用等が異なることに課題を持っていたところで。先ほど申しましたように、近年、本市の財政調整基金の額が一定程度増えたというこ

ともございましたので、そういった状況の中、他市の規定を参考とし、今回改正の提案をするものでございます。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ということは、そういう変更をすることによって、例えば総合体育館を建てるときに、そういうところから基金から流用できるというような形までを想定しているんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） おっしゃるとおり、大きな支出ができたときに備えるためにも、当面につきましては公共施設等整備基金への積立てを考えているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第58号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第58号、筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分
—————・—————・—————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課が入れ替わりましたので、出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして、議案第79号、令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の件でございます。

説明する職員が出席しておりますので、御紹介いたします。

人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権政策・男女共同参画課、人権・同和政策担当係長の田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川 誠君） 田川と申します。よろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第79号、令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、議案第79号、令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書を用いて御説明させていただきます。提案内容補足説明書の73ページをお開きください。

今回提案させていただきます補正予算につきましては、令和6年度決算において、令和7年度への繰越金が確定したことによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出にそれぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ188万4,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容としましては、先ほど御説明させていただきました歳出予算額総額として188万4,000円とするために、6万円を住宅新築資金等貸付事業財政調整基金に計上させていただいております。

歳入予算補正の内容としましては、当初予算では3款1項1目の繰入金に名目で1,000円を計上させていただいておりましたが、繰入れの必要がなくなりましたので、これを補正減とするものでございます。

4款1項1目の繰越金につきましては、当初予算で名目1,000円を計上しておりましたが、令和6年度決算の歳入歳出差引残額が6万2,155円でございますので、6万1,000円

を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第79号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第79号、令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分
—————・—————・—————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので、御挨拶をいただき、出席職員の御紹介をお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまです。市民生活部、杉村です。

本日、市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、説明順に、議案第60号、61号、62号、63号の条例の関係、議案第78号の補正予算の計5件でございます。コミュニティの関係の所管事務報告1件、調査1件の御説明も併せてさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは初めに、市民課職員が自己紹介をさせていただきます。

○市民課長（高口 修君） 市民課長の高口です。よろしくお願いいたします。

○整備担当係長（中野寛久君） 同じく市民課、整備担当係長の中野と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第60号、筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○市民課長（高口 修君） それでは、コンビニ交付におけます住民票等手数料の改正について、提案をさせていただきます。

資料2 ページを御覧ください。コンビニ交付サービスについて概略を説明いたします。

本市におきましては、市民の利便性を向上させ、窓口業務の負担を軽減し、行政サービスのDXを推進することを目的として、令和3年6月8日からマイナンバーカードを用いて、コンビニエンスストアの店舗内に設置されたマルチコピー機などにおける証明書の交付サービスを開始しています。取扱いをしている証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書の三つです。コンビニ交付手数料は300円、窓口と同額になっています。取扱時間は6時30分から23時までとなっております。データの更新やメンテナンス等による停止はありますが、土日祝日も利用可能です。

次に、コンビニ交付の状況ですが、下の右のグラフを御覧ください。窓口発行数に占めるコンビニ交付件数は右肩上がりになっています。今年度のコンビニ交付率は31.4%を予測しています。ただし、マイナンバーカード保有率が80%を超えて、コンビニ交付利用の伸びが鈍化することが予想されます。コンビニ交付における課題は、利用促進を図ること、市民認知を広げることにあります。広報、SNSによる定期的な発信を行っていきます。

3 ページをお開きください。改正の目的を申し上げます。

DXの視点に基づき、行政手続のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの利活用の推進は、今後の市政運営においても必要不可欠であることから、証明書交付においても、交付方法に応じた手数料を設定する必要があると考えています。

現在、マイナンバーカードの保有率は、令和7年10月末時点では約80.7%、今、最新の情報で11月末時点の情報がございまして、これは81.1%となっております。マイナンバーカードの普及が進んできたこの段階で、マイナンバーカードの利活用の推進として、コン

コンビニ交付手数料を減額する改正の検討を行いました。窓口証明交付と差別化することで、コンビニ交付への誘導による来庁者の削減、窓口混雑の緩和により、市民の利便性の向上につなげることとなります。

今年度、市民有志によるワーキンググループを組織しまして、市民の目線で窓口業務を検証する窓口体験調査を行いまして、課題の抽出に努めているところです。また、先進地視察により、他自治体の優良事例の情報収集も進めているところであります。

次に、4ページに移ります。改正案を示しています。

コンビニ交付手数料を、三つの証明書いずれも100円減額して、200円での改正案を提案いたします。近隣市は250円の設定ですが、コンビニ交付率が30%台にとどまっています。本市は50%を目標値とし、200円の設定とするものです。参考ですが、200円の設定は全国的に最も多い金額となっております。右の表のとおりとなっております。

減額による影響ですが、1件当たりの手数料が100円マイナスとなりますので、歳入額が減額となります。想定では、令和7年度で52万円ほど、令和8年度では300万円ほどのマイナスと想定をしております。今回の手数料改定により、今後、来庁者の減少が予測されますので、証明書交付コーナーの契約見直し等の検討など、行政コストの削減を図ってまいります。

改定時期は来年の繁忙期を迎える直前の令和8年2月とし、窓口の混雑緩和並びに市民の利便性向上につなげていくものです。今後のスケジュールですが、議会での承認が得られましたら、広報、ホームページ周知を行ってまいります。この便利なコンビニ交付を利用いただくために、まず知って利用いただくことが大事ですので、今年の11月号の広報にコンビニ交付の利便性について掲載をいたしました。今回の改正につきましては、広報2月号の掲載を予定しています。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 皮肉でも何でもありませんけど、今まで周辺自治体の状況を見てとか、そういう提案が多かったんですけど、先陣を切ってみたい提案をされるのはすごく珍しいと言うとあれだけど、意表をつく提案だったなと思うんですけど、一つ、コンビニ交付のほうがコンビニに払う手数料があるから歳入が減るんだと思うんですけど、

今、減額、減る見込みを出されましたけれど、それに見合うのが窓口の混雑であるとしたら、私も時々窓口に行きますけど、1人当たりどれぐらいの待ち時間があって、どれぐらい軽減されるとかいうことは算定されているのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 休憩しますか。しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分
—————・—————・—————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高口課長。

○市民課長（高口 修君） お答えさせていただきます。コンビニ交付の手数料につきましては、1件当たり117円かかっております。現在、300円の手数料を頂いておりますので、収入としては183円ですかね、市の歳入になります。それを100円減額することで、83円が市の収入という形のものになります。

○委員長（前田倫宏君） 窓口の混雑を緩和するところの算定というか、出ているのかという質疑もありましたけど。

○市民課長（高口 修君） 窓口の混雑がどれくらいになるかというのは、実際の算定としては行っておりませんが、実際に手数料を下げることによってコンビニのほうに流れるという形で、窓口、今は証明書交付コーナーが主に証明書を出しておりますけれども、その数字が、来庁者が減りますので、その分の今委託している業者さんの契約の見直し等、そういった行政コストの削減等を行っていくという予定にしております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 計算上、200円になるから市の収入は83円って、それはよく分かるんですけど、今、「減っていくと思いますよ」と言われたじゃないですか。その金額はこれを想定して収入が減るというふうに言われているんですねとお尋ねしたかったのと、それから、どれぐらい減るかということは、現時点でこれだけコンビニが増えるんじゃないかというふうに想定されているわけですから、そしたらおおよそ計算ができて、そして委託契約のところにも反映するという方向性があるんだったら、それは貴重な予測になると思うんですけど、もう少し丁寧なというか、計算はできないのかなと思うんですけど、

いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 休憩しましょうか。しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時56分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中野係長。

○整備担当係長（中野寛久君） 御答弁させていただきます。

まず料金に関しては、今説明させていただいたとおり、コンビニのほうに支払う金額も含めての減額という形で御説明をさせていただきます。

あと、試算に関してはこちらのほうではしておりませんが、例示でさせていただきますと、証明書交付コーナーのほうで、毎日大体80人から100人来庁されて証明書を交付させていただいておりますので、その方々が200円に減額したときにどの程度行かれるかというところは積算はしておりませんが、その部分の減額というか、減員されたときに、証明書交付コーナーの業務体系のほうを見直していくという形になります。

以上になります。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） これは2月1日からということなんですけど、今までもよく筑紫野市のLINEとかで、「今、コンビニサービスのあそこができません」というようなのが何度か、最近ちょっと減ったかなと思うんですが、これって大体1年に何回とか、メンテナンスとかちょっとエラーが出るようなことって、今まで結構あったんじゃないかなと思うんですが、こうしてしまうと、これが気になる方も出てくると思うので、まず、その1点お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 高口課長。

○市民課長（高口 修君） おっしゃるとおり、データの更新とかメンテナンス等で、この日は停止、この時間は停止というような形はございます。例えば月に1回か2回程度、来月が2回だったと思いますけども、そういう形になっております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御答弁ありがとうございます。

あと、周知をいっぱい頑張られてすると、広報とかSNSとか定期的にしますとおっしゃっていたんですけど、例えば今窓口に来られていらっしゃる方に、市役所の中で「2月1日から200円になりますよ」みたいなものも一緒にされたら、より効果的になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 高口課長。

○市民課長（高口 修君） そうですね、やはり周知が一番大事となってきますので、そういう掲載等も検討させていただきたいと思っております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 最後にちょっと。今回、手数料の改定ということで窓口DX、先ほど高口課長のほうも説明しましたけれども、職員がワーキンググループということをつくって少しずつ検証しております。今回、書かない・行かない・待たないという窓口の一環として手数料改正をさせていただいて、少しずつ市民サービスの向上に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解、御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第60号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第60号、筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。再開を11時10分からといたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴の件を御報告いたします。2名の議員が追加で傍聴に出席してありますので、御報告いたします。

それでは、議題に入ります前に、所管の課が入れ替わっておりますので、杉村部長より出席職員の御紹介をお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 入れ替わりまして、議案第61号、62号になります。税務課職員が出席させていただいておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○税務課長（大久保泰輔君） 失礼します。税務課長の久保です。よろしくお願いいたします。

○市民税担当係長（結城哲雄君） 失礼します。税務課市民税担当係長の結城と申します。よろしくお願いいたします。

○市民税担当主任（堤 峻太君） 税務課市民税担当、堤でございます。よろしくお願いいたします。

○固定資産税担当主任（牛島和彦君） 税務課固定資産税担当の牛島です。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第61号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 議案第61号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明します。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、筑紫野市税条例の一部を改正するものです。今回、提案内容補足説明書と別に説明資料をお配りしておりますので、まずは説明資料を御覧ください。主な改正内容は大きく2点になります。

まず1点目ですが、個人の住民税に係る特定親族特別控除の新設になります。改正する内容を丸で囲んでおりますが、そちらを御覧いただきたいと思えます。

就業調整対策の観点から、特定親族については、年間所得58万円を超え、税法上の扶養控除が適用できないものについても、合計所得金額123万円、給与収入で言えば188万円までは、親等がその所得に応じて段階的に控除を受けられる仕組みを新設するものです。

特定親族とは、年齢が19歳以上23歳未満の大学生年代の子などです。また、配偶者以外の親族になります。新設された背景なんですが、労働力不足の解消と親等の税負担軽減、大学生に相当する年齢の人の働き控えを防ぐものになります。

次に、その下の四角い枠を御覧ください。まず、四角い枠の一番上ですが、特定扶養控除になりますが、特定親族、大学生年代の子になりますけども、その所得が58万円以下の場合に45万円の控除を受けることができるものになっております。今回新設された特定親族特別控除、黄色の色をつけておりますけども、この控除では、所得が58万円を超えても特定親族の所得に応じて段階的に減額はされますが、親等が控除を取得できる仕組みとなっております。

次に、新設されることによる市への影響です。市民税になりますけども、令和7年度に比べ約400万円の減収が見込まれます。減収の要因としましては、親等の所得に対する控除額が増えるため、税額が減少するというものです。なお、税の減収に対する国の補填等については、今後何らかの措置を期待したいところですが、現時点ではございません。

最後に、施行日は令和8年1月1日、令和8年度分以降の市民税から適用されることとなります。

次のページを御覧ください。次に2点目、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式の見直しです。

初めに、改正する内容です。国のたばこ税の見直しに伴い、地方税においても加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担が低く、課税の公平性を欠いている状況から、税の負担差の解消を目的とした課税方式の見直しを行うものです。

次に、課税方式の見直しの内容です。現在、加熱式たばこは重量と価格によって、紙巻きたばこの本数に換算して税額を算出する方式でしたけども、見直し後は、重量のみで紙巻きたばこの本数に換算して算出する方式となります。これまで紙巻きたばこと加熱式たばこの間には、たばこ1本当たり税額に約5円の開きがありましたが、今回の改正により、下の表のとおり段階的に同程度の税率になるということになります。

この四角い表になりますけども、まず上段に紙巻きたばこ、下段に加熱式たばこを表示しております。紙巻きたばこは1本当たり約15円、加熱式たばこが1本当たり約10円というのが、今現在そういうふうになっておりますが、令和8年度、2段階に分けて加熱式たばこの税を増やすことによって、紙巻きたばこと加熱たばこの税率を同じにしていくというものになっております。

次に、見直しになることでの本市の影響なんですけども、令和7年度に比べ約680万円の増収が見込まれると考えております。

施行日につきましては、令和8年4月1日を予定しております。

横に、本市のたばこの税収（決算額）をお示しをしております。

それでは、改正内容について次は新旧対照表で説明をいたします。画面を切り替えます。こちら、提案内容補足説明書の21ページになります。

まず、新旧対照表になります。第18条は公示送達について、インターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を新たに規定するものになります。

次に、第34条の2、市民税の所得控除として、特定親族特別控除を新たに追加するものです。

次に、22ページを御覧ください。第36条の2、個人の市民税の申告について、特定親族特別控除が新設されることに伴い、条文の整備を行うものです。

次に、23ページ、第36条の3の2及び24ページ、第36条の3の3は、特定親族特別控除が新設されることに伴い、個人の市民税に係る扶養親族申請書の記載事項を新たに追加するものです。

次に、25ページ、附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を定めるものです。

最後に、市民の皆様への周知方法につきましては、本議会で議決をいただきましたら、市ホームページなどで速やかに周知をしてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上になります。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

特定親族特別扶養控除の対象世帯、今はどれぐらいなのかなと。1月1日から開始とい

うことで、事務手続等すぐなので、世帯数がどれぐらいかお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） まず、その件について試算はまだしておりませんで、令和7年度の方での対象人数というのをちょっと拾い上げました。いろんな世帯がいらっしゃって、大学生の子が筑紫野市にいるけど御家族は市外にいらっしゃるとか、逆の場合もあるんですけど、そういう方の場合はその御家族の税額とかが分かりませんので、拾うわけにはいきませんので、筑紫野市に御家族、親がいらっしゃって大学生がいらっしゃるといふ方を拾い上げましたら、大体、対象者としては約190人ぐらいいらっしゃいました。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） この加熱式たばこの課税の方式については、ちょっといまいち分からないんですけど、この重量、いわゆるこの1本分の重量ということですか。それは今、火つけのたばこの差ということですか。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） そうですね、ちょっと僕も持ってまいりましたけど、普通の紙巻きがこれぐらいの大きさであって、加熱式が、委員もお持ちですけど、少し小さめの分になります。

課税の方式の見直しで、先ほど説明資料のほうにお示ししておきまして、資料を出しましょうかね。ちょっとお待ちになってください、すみません。これのちょうど真ん中あたりにお示ししていますけど、現在が、この重量と価格によって紙巻きたばこ本数の換算する方式ということで、国のほうで定めてあるんですが、重量というのが、これは紙巻きたばこなんですけれども、加熱式のたばこの0.4グラムが、紙巻きたばこの0.5本、半分ということなんです。それと価格ですよ、今が重量と価格なので。価格というのが、今売っている紙巻きたばこ1本当たりの平均価格を0.5本というふうに定めております。それを足すことによって、0.5本と0.5本ですので、足すことによって紙巻きたばこの1本分と。それが今回は重量だけになりますので、0.35グラムが紙巻きたばこの1本分というふうに改正をされると。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時28分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 現在、紙巻きたばこと加熱式たばこで1本当たり5円ほど差があるということです。令和8年度、2段階で紙巻きたばこの税率を増やしていくということで、加熱式たばこを4月1日に20円から50円税率が上がりまして、10月1日にさらに20円から50円上がるということで、8年度中に1箱当たり40円から100円の税額が上がって、紙巻きたばこと大体同じ、同率の税率になるということになります。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第61号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第61号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第62号、筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 画面を切り替えます。

それでは、議案第62号、筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除

に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案書のほかに説明資料をお配りしておりますので、まずは説明資料を御覧ください。

この条例につきましては、地域未来投資促進法に基づき、地域経済を牽引する事業者への税の優遇制度になります。

まず、本条例の趣旨になります。

市内事業者が、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に基づき地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受けた場合、地方税法の規定による固定資産税の課税免除を行うため、必要な事項を定めるものです。

適用となる施設ですけれども、事業計画に基づき、新設または増設した対象施設の用に供する家屋、構築物またはこれらの敷地である土地。課税免除の期間は、市が新たに課税することとなった年度以後、3年度分を限度として免除。施行日については、令和8年1月1日から施行し、令和8年度以後の年度分の固定資産税に適用いたします。

課税免除の申請手続になりますが、新たに固定資産税が課されることになった年度の属する年の1月の31日までに、規則で定める申請書を市に提出すること。添付書類の一部としましては、地域未来投資促進法第25条（課税の特例）に規定する事業計画を示す書類並びに同法第13条（地域経済牽引事業計画の承認）の規定による承認等を証する書類の写しを、添付書類の一部としております。

固定資産税の減収に伴う国の補填制度なのですが、本条例の制定により課税免除となった税については、減収額の一部を地方交付税で補填する措置が講じられます。本市の場合、税目としては固定資産税の3年分、対象施設は土地・建物・構築物、補填率としましては減収額の4分の1になっておりまして、この率については市の財政力指数によって定められております。

次に、議案書の説明をさせていただきます。画面を切り替えます。少しお待ちください。こちらが新たな条例になります。条例の構成を御説明をさせていただきます。

まず、第1条は趣旨になります。

それから、第2条については各号に掲げる用語の定義になります。

次に、第3条については適用施設を定めております。

次に、第4条については課税免除の期間。先ほど言いました、市が新たに課税することになった年度以降の3年度分ということをお示ししております。

第5条については課税免除の申請、第6条は決定の通知、第7条は課税免除の取消しに

ついて、第8条は課税免除の継承について、第9条は委任についてを記載させていただいております。

最後に、事業者の方への周知方法になりますけども、本議会で議決いただきました、速やかに市ホームページで周知してまいりたいというふうに考えています。

説明は以上です。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ちょっと簡単に、分かりやすく説明願えませんかね。どういう事例だったらどうなるんだというようなことで。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） まず、地域経済牽引事業計画というのが何かということなんですけども、これについては、この地域未来投資促進法に基づいて、福岡県と県内60自治体が福岡県地域未来投資基本計画というのを作成しております。その基本計画に沿って事業者が地域経済牽引事業というのを作成しまして、県知事の承認を受けることで、課税の特例などの支援措置を受けることができるというものになっております。

地域経済牽引事業というのは何かということなんですけど、県内の地域における産業の集積とか観光資源とか特産物、技術、人材などを活用して、地域の特性を生かして、高い付加価値を創設して、地域内の経済活性化を牽引する事業というふうなものになっております。（「具体的な事例を」と呼ぶ者あり）はい。具体的な事例としましては、県の承認を受ける事業の要件としましては、まず、本県の交通インフラを活用した物流関係の分野とか、あと、県内の特産物を活用した農林水産の分野とか、あとはIT関連の事業分野とか、あとは福岡県がアジアと近いですので、交通インフラを活用したインバウンドの観光関係の事業、こういったもので事業者のほうで県のほうに申請して承認を得れば、課税免除の特例などの適用を受けられるというものになっています。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そしたら、隣のJT跡地の新しい開発したところを業者が買って、そこにそういう該当するようなものを新設して県知事が認めれば、固定資産税が免除になるので、筑紫野市に今何千万か、もっと3億ぐらい入りよったと思うんですけど、そういう固定資産税が入らなくなるという形で認識していいですか。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 固定資産税が入らないというのは、一応限度としては3か年が固定資産税が免除になるということになりまして、その補填として国のほうから補填分が入ってくる。ただ、3年が限度ですので、それ以降については固定資産税は市のほうに入ってくるというふうになります。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そしたら、国は100%補填をしてくれるということですか。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 国のほうからは、市の財政力指数を見て、減収額の4分の1が交付税で補填されるというふうになっております。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今現在、市内でこの制度を実際に使いたいという企業や相談件数があるのかというのが1点と、そもそもこの条例を制定しない場合に想定される不利益というのは何かということと、3点目が、この免除制度を導入すると市の見込みが減りますよね、固定資産。その見込みがどの程度で、ただ免除期間が終了後の税収見込みのほうが高いからこういうことを今しようとしているのか、3点お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） まず1点目の、市内で県の承認を受けた事業者がいるのかということですが、事業者の方は3社いらっしゃいます。

それと、この条例を制定することでその承認を受けた事業者は、市の場合であれば固定資産税の課税免除を受けられるということがあります。

次に、減収の見込みというのがなかなか立てにくくてですね。要は、まずは県の承認を得ないと、この条例には適用がしないということがありますし、対象となる固定資産税というのが、土地、それから建物、構築物というふうに三つありますので、その分。それから、その事業者の方がどういった事業をされるのかということも、その見込みも分からないということがありますので、数字を試算するというのは非常に難しい状況であります。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これは税務課とはちょっとかけ離れて、うちは本来から言うと都市計画課か、あそこで企業誘致関係の窓口をして、企業誘致をこの近隣市辺りで、基山とか鳥栖とかいろんところは企業誘致に一生懸命取り組んで、3年とか5年とか税を控除

しますよというような誘致をして、ずっと発展をしていきよる。だから筑紫野市もそれを求めるべきではないかということやけども、そういう企業誘致の単独専門部署はつきません、ただ都市計画課でちょっとやっていますという形になってくるんで。

本来からは大事な施策の一つなんですよ。筑紫野市もこれだけの広い土地を持つとるから、企業誘致をしていろんな形の産業の活性化をやっていくという形をやってきて、大々的にやっていって、こうして本当言うと、都市計画と連携を取って、「こういうふうな税法の優遇措置ができますよ」という形でやっていけば、もっと違った市の発展の仕方ができるんじゃないかなと思うけど、税務課としてはそういう面で見らんで、ただ税の徴収とかそういう形なのかなと思うけど、その辺の取組姿勢としては、これは部長かなと思いますけど、どう考えているのかなと思いますけど。

○委員長（前田倫宏君） どちらが答弁されますか。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） おっしゃるとおりだと思いますので、条例が制定、今回御可決いただきましたら、建設部とも連携を取っていきながら、こういった周知は図っていきたいというふうには考えておるところでございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 担当じゃないのかも分からないけど、どういうようなところ、どんなスタンスの企業が来てほしいとかいう考えみたいなのがあるんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 税務課としましては、今委員がおっしゃったようなスタンスといいますかね、そういうのはちょっと、そういった思いがあってこの条例をつくるということではないので、ちょっとお答えができないところなんですけども、まずは事業所さんが、まずはさっき言いました、県のこの計画ですね、基本計画に沿って、沿った中で事業を始められて、事業を申請されて、その承認を得て、筑紫野市で事業される場合にこの条例の適用があるということなので、新しい事業者の方には、まずは我々税務課としては、「こういった制度があるんですよ」というところをホームページなどで周知していきたいなというふうに思いますけど。

○委員長（前田倫宏君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 令和6年度が、この事業の承認を得たところが県内で16

件ということになっていきますので、少しずつ福岡県の計画の中で牽引事業を創出していきたいという考えがあるようですので、そちらの承認を得たところということになりますので。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、この事業の効果を毎年どんなふうに評価するのかというのは、県がするのか市がするのか1点と、もう一個、市として積極的に企業に、ホームページとかはおっしゃっていたんですけど、積極的に周知するのか、企業の案内とか相談窓口とか、申請の支援体制とかを市とする予定はあるのか、お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） まず、この牽引事業の効果については、その牽引事業の頭に福岡県地域未来投資促進基本計画というのがありまして、その計画期間の中に、そういった地域経済牽引事業を100件創出して、県内で429億円の付加価値の創出を目指すというふうに定めてありますので、そこの精査というのは県のほうでされると思われま

あと、事業者への周知につきましては、現在、さっき申しました筑紫野市で承認を受けた事業者の方が3社いらっしゃるようですので、そちらについては、我々のほうから「新たにこういった制度ができました」というふうな案内はやろうと思っています。そのほかについては、やはりホームページでお知らせをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

私からちょっと2点伺いたします。市内で今3社が認定予定ということなので、3社の職種であるとか教えていただきたいというのと、さっき答弁の中でも、交通インフラ、環境インバウンドであるとか物流であるとかIT、結構業種が様々なんですよね。市民ももしかしたら、そもそも今既存の事業をされてあって、対象となる方ももしかしたらいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っていて。この地域経済牽引事業計画というのが作成をせないかんと、県に認可をもらわないかんといいところで、そういった分かりやすい業種というか、市民の周知に向けて、該当されるかもしれない、それは恩恵は受けてほしいからですね、市内の事業者に。今現在、県内で16件とありましたけれども、そういったところをどのように考えてあるのか教えてください。よろしいですか。

大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） まず承認を受けた事業なんですけども、2社については倉

庫などの新設による物流部門の強化事業になります。それともう一つについては、機械設備を新たに導入されるというところで、こちらの県の承認を受けてあるというふうにお聞きしております。

あと、事業者の方への周知については、現在、市のホームページのほうに、これは都市計画のほうからの周知というかアップなんですけども、地域未来投資促進法に基づく支援というふうなものがホームページに載っております、そのリンクで県のほうの案内とか経済産業省の案内とか、そういうふうなリンクをつけておりますので、こちらと一緒に事業者の方への周知として努めていきたいと思っております。

○委員長（前田倫宏君） ありがとうございます。

今、2社は新設、1社に関しては増設、今回対象がそういうふうになっているからだと思います。そうした中、3社の方はどうやってこれを知られたんですかね。どこの情報でそもそも計画を立てられたんですかね。それが分かれば何か、すみません。

大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） すみません、我々税務課としましては、県からこういった承認を受けたというような事業所の通知が都市計画課のほうに情報があつたというものを受けまして、税務課のほうで条例の制定に動いたというふうなことでございます。

○委員長（前田倫宏君） はい、分かりました。ほかに質疑のある方は。

城委員。

○委員（城 健二君） 例えば今、前田委員長からも言われていたように、いろんな業種の事業者の方がおられるという中で、例えば農業をやられている方ですよ、今法人化されて、結構、法人でやられている農業者はおられるんですけど、農業の方で、例えばそうですね、豚でもいいですよ、豚舎を今やられていて、そしていわゆるブランド系の豚か何かのあれをやられてですよ、その豚舎を増築するといった場合は、当然、県の承認を受けていなければ駄目でしょうけど、その県の承認を受けられて、そういう形になったときというのはいいのかなど。

そしてあともう一つ、促進区域の中でなきゃ、これは駄目なわけなんでしょう。促進区域というのは、例えば筑紫野市内でどれぐらい、どういうところにあつて、どういう割合を占めているのかというのは分かるんですか。

○委員長（前田倫宏君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） まず、そうですね、促進区域という定めがありますけども、

促進区域については、筑紫野市全域が促進区域になっております。

あと、城委員が言われた業種の分につきましては、やはり何回も同じことを申し上げて申し訳ないんですけど、まずは県のほうとの協議をしていただきまして、それで承認が得られれば、それで市のほうに申請していただければ、それでこちらも固定資産税の課税免除の手續の精査、そういうのはさせていただこうと思っています。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第62号、筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定の件について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第62号、筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定の件を原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分
—————・—————・—————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課が入れ替わりましたので、杉村部長より出席職員の御紹介をお願いいたします。
杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、議案第63号です。

国保年金課職員が出席しております。自己紹介させていただきます。

○国保年金課長（山田和成君） お疲れさまです。国保年金課の課長の山田です。よろし

くお願いします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願いします。

○医療年金担当係長（藤本光信君） 医療年金担当係長をしています藤本です。よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） よろしくお願いします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第63号、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、議案第63号、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

改正内容につきましては、提案内容補足説明書の31ページ、32ページを用いて説明いたします。

それでは、Side Booksの本会議フォルダの中にあります、2、補足説明書のほうを御覧ください。31ページになっております。よろしいでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） はい、お願いします。

○国保年金課長（山田和成君） 本件は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の一部改正に伴いまして、同法を引用しております筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例におきまして、引用規定の項ずれが生じることとなったため、改正案を提案するものです。

具体的には、今回の法改正によりまして、同法第5条第12項の後に、第13項として就労選択支援に関する規定が追加されたことによりまして、もともとありました第13項以下の項目が一つずつ繰り下がる形となっております。

32ページの新旧対照表を御覧ください。こちらにありますとおり、障がい者施設等に入所等した場合の特例を定めた第13条の本文におきまして、「同条第17項」とあります箇所を「同条第18項」へ、「同条第28項」とあります箇所を「同条第29項」へと、一つずつ繰り下がる形で改正するものです。

なお、同法に追加されました就労選択支援とは、今年10月からスタートしております新たな障がい福祉サービスになっておりまして、障がいのある方が自分に合った仕事に出会い、生き生きと働くための支援をより強化するためのものとなっております。

以上が、議案第63号、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第63号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第63号、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。再開を1時からといたします。

—————・—————・—————
休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分
—————・—————・—————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第78号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、議案第78号、筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書の71ページと、特別会計補正予算

書の2ページ以降を用いて説明いたします。

本件は、国民健康保険事業に携わっております職員の人事異動に伴いまして、不足することになります職員給与費のほか、保健事業の一環として実施しております特定健康診査事業に要する事業費について、補正増を計上するものです。

まず特別会計補正予算書の3ページを御覧ください。よろしいでしょうか。こちらの右側のページの歳出を御覧ください。歳出の補正内容といたしましては、1款1項の総務管理費を41万2,000円増、4款1項の特定健康診査等事業を520万9,000円増とするものです。

続きまして、特別会計補正予算書の9ページのほうを御覧ください。こちらに職員給与と特定健康診査事業の補正予算の内訳の詳細を掲載しております。

続きまして、3ページのほうにお戻りいただき、ページの左側の歳入を御覧ください。歳出増に見合います歳入として、5款1項の繰入金金を562万1,000円増とするものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。債務負担行為に係る補正について説明いたします。こちらの表にあります2件につきましては、年度内に委託業者を選定した上で業務を発注する必要がありますことから、債務負担行為として上げさせていただくものです。

内訳といたしましては、まず一つ目が、資格確認書等作成及び封入封緘業務委託を177万5,000円を限度額として設定いたします。

次に、二つ目といたしまして、国民健康保険税納税通知書等印刷製本業務委託を163万円を限度額として債務負担行為を設定するものです。

以上が、議案第78号、筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

今、特定健診の受診者が増加したということで、すごくいいことだと思うんですけども、想定より増加した要因というのはどんなふうに捉えていらっしゃるのかというのが1点と、もう一つ、債務負担行為のほうで資格確認書等の分の委託料なんですけど、これもマイナ保険証の登録が12月2日からもう変わりましたよね。大体何人分ぐらいまた追加で作成されることになったのか、それかもう、また次年度の分ということでよかったのか。2

点お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 特定健診の受診者につきましては、当初見込みよりも387件増加を見込んでいまして、要因として1点は、勸奨通知のやり方を今年度から変えていまして、業者委託をして、きめ細やかな内容のはがきを過去の受診傾向に合わせて出すようにした、この影響も少し現れているかなという点と、それと、当初予算での見込みが少し甘かった面もあるかなと思っています。

次に資格確認書ですが、今挙げております債務負担行為はいずれも来年度のもので、毎年7月中に、次の8月から使う保険証を1年分送っております。マイナ保険証の登録者数は現在、筑紫野市の国保については60%後半まで上がってきています。それで、資格確認書はあくまでマイナ保険証をまだ未登録の方に送るものですが、登録済みの方についても、資格情報のお知らせというものを年1回送らなければいけませんので、結局、被保険者全員に何かしらのものを送ることになります。そういったものの年1回の更新作業についての委託になります。

以上です。

○委員（山本加奈子君） はい、ありがとうございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第78号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第78号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時06分

再開 午後 1 時07分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課が入れ替わりましたので、杉村部長より出席職員の御紹介をお願いいたします。
杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、コミュニティの関係の御説明をさせていただきます。所管事務報告と所管事務調査になります。コミュニティ推進課職員が自己紹介をさせていただきます。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 皆様、こんにちは。コミュニティ推進課課長の吉田です。よろしくお願いします。

○コミュニティ推進担当係長（梅本裕貴君） こんにちは。コミュニティ推進担当の係長をしております梅本です。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、二日市コミュニティの現状について、執行部から報告をお願いいたします。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、所管事務報告、二日市コミュニティの現状についてでございます。

資料の 2 ページ目を御覧ください。二日市コミュニティ再編に係るスケジュール（案）をお示ししております。先日、12月7日日曜日に現在の二日市コミュニティ運営協議会の解散総会が執り行われております。来年3月末をもって協議会を解散し、清算人を現コミュニティ運営協議会の山元光長会長とする旨の議案が承認されております。

また、スケジュール表に星印をつけておりますが、小学校区ごとに新たなコミュニティ運営協議会の設立総会を開催する予定となっております。12月13日土曜日に二日市小学校区、天拝小学校区の設立総会、12月21日に二日市北小学校区の設立総会が執り行われる予定でございます。

新たな協議会は、来年4月から活動を開始する予定となっております。なお、各協議会の事務所につきましては、現在の二日市コミュニティセンター内に設ける予定としております。

次に、コミュニティセンターの整備に係るスケジュールについてでございます。現在、二日市コミュニティセンターにつきましては詳細設計に入っております、今年度末までに設計業務を完了する予定でございます。来年秋口に建設工事に着手したいと考えております。

次に、二日市北小学校区につきましては、現在、県所有の教職員住宅跡地の取得について、継続的に福岡県と協議を行っているところでございます。

最後に、天拝小校区についてですが、これまで建設適地が地域内になく、新たに整備する二日市コミュニティセンターで当面事務所を構え、活動を行う予定としておりましたが、昨年、コミュニティ設立準備委員会のほうから、小学校区内に活動拠点を構えたいとの申出がありまして、地区内の公民館など、活動拠点とする場所の検討が行われてきました。

その中で市と準備委員会との協議において、地域の活動拠点の機能を有した形で整備された天拝小学校を活動拠点の施設として検討してほしい旨の申出がありましたので、それをもちまして小学校と協議、検討を行い、天拝小学校をコミュニティの活動拠点として整備を行っていく方針で、了解が得られたところでございます。また、天拝小学校の学校運営協議会において、コミュニティの活動拠点を学校に整備することについて意見交換を行い、反対意見はなかったとの報告をいただいております。

これを受けまして、新たにコミュニティセンターを整備するのではなく、他の自治体でも事例がございますが、小学校とコミュニティセンターの複合施設として活動拠点を整備していくという方針で、コミュニティ設立準備委員会の皆様の御理解をいただいたところでございます。

次のページになります。資料の下段になりますが、図面をつけております。現在、整備を検討している箇所を赤枠でお示ししております。

赤枠の①の部分ですが、もともとコンピューター室として整備された部屋になりますが、現在はタブレットを使った学習となっているため、コンピューター室としての利用が現在行われておらず、会議室として利用されている部屋でございます。この部分をコミュニティの活動拠点となる事務所、会議室等の機能を整備する方針でございます。

また、赤枠の②の部分ですが、教職員用の駐車場部分になりますが、この部分をコミュニティ運営協議会用の駐車場として整備する方針でございます。

次に、赤枠③の部分ですが、もともと菜園として利用されていた場所になりますが、現在は菜園としても利用されていないことから、赤枠②で協議会用の駐車場で減った駐車台

数相当分をこちらに整備し、教職員用の駐車場を確保する方針でございます。なお、今後設計に向けて、地域や学校関係者の方々からの御意見を聞きながら、詳細な整備内容を検討してまいりたいと考えております。

活動拠点整備スケジュール案といたしましては、先ほどのスケジュールの表に戻りますが、令和8年度にこの改修整備工事の設計を行いまして、令和9年度の小学校が夏休みの期間に工事を行う工程で進めてまいりたいと考えております。

二日市コミュニティの現状についての説明は以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

おおむね皆さん賛成されたということで聞いておりますが、一部、入っていらっしゃる方だと思えるんですけども、その会議の中にですね、一部の方が、学校内に大人が入りやすくなることで、全国的にも多くなっている性犯罪とかを心配する声の一部あるのも実際御存じだと思えるんですけども、このような心配を防止するような対策、この工事に入る前に、設計する前にどのような対策を取る予定かお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今の御質問につきましては、学校のほうともこれまで検討、協議する中でそういった議論はございました。今現在考えておりますのは、今①の部分で協議会の事務所であるとか会議等の整備を考えておりますが、基本的に子どもたちが学校に来る時間帯であるとかそういったときに、子どもたちと協議会に来る方、また地域の方々がこの協議会の事務所に来るといふところの動線をきっちり分けたいなというふうに考えております。

ですので、子どもたちとの接触を可能な限り避けるということと、また、コミュニティ運営協議会の事務所を構えるということで、また新たに防犯カメラであるとか、そういったものも設置することも検討しながら、子どもたちの安全確保というものを十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

関連ですか。山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

全国的にやっぱり両方、今、複合施設で地域と学校が一緒になるところが多いというふうが増えてきているんですけども、例えば入退館は受付で名前を書かせるところがあったりとか、あと教室への立入りは禁ずるとか、あと、見守りスタッフさんがもしできればとか、人が要ることかもしれませんけれども、そういう対策を全国的に取っているところもあるみたいですので、そういうのも御検討いただければと思います。

以上です。もう意見でいいです。

○委員長（前田倫宏君） 大丈夫ですか。いいですか。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今いただきました御助言を、今後の整備にも一緒に併せて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方は。

西村委員。

○委員（西村和子君） 天拝小学校区、私も質問したいんですけど、教育施設と複合というのは新しい試みで、またこういうのが広がっていく可能性もあるので、よかったかなというふうに思うんですけど、スケジュールを見るとあんまり工事が必要ではないので、もうちょっと前倒しもできるのではないかと思うんですけど、この期間に設定している理由をお尋ねいたします。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 先ほどちょっと御説明もいたしましたが、昨年、準備委員会のほうからもともと、新しいコミュニティセンターのほうに入るというところで話は進んでいたんですけども、やはり建設適地がないということで、いつになるかわからないという中で、やはり小学校区内で早く活動拠点を構えたいという申出がありましたので、それを受けて今回の小学校での整備というところに、最終的には今、合意のほうが取れているという状況なんですけども、今からこの工事をするに当たっては、どうしても学校の工事というのは夏休み期間がやはり望ましいというのがございましたので、そこで取り急ぎこの事業を進めるといった中では、最短で進めるところが今のこのスケジュールというところに行き着いたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

私から数点いいですかね。まず、スケジュール案を出してもらっていますが、二日市北小学校区の土地の買収等の進捗について、まず1点お伺いしたいと思います。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） こちらの教職員住宅跡地につきましては、県のほうからの、県所有の未利用地ということでの市への取得希望の調査がありまして、市のほうといたしましては、こちらをコミュニティセンターの建設用地として、希望の届出書を出している状況でございます。

しかしながら、福岡県のほうで改めて、福岡県が所有する県内の土地につきまして、今後の利活用、例えば県内にある、県が所有している様々な施設がありますけれども、そういったところの更新であるとか施設の集約化、そういったところも含めて再度検討するという方針に至ったというところで、市への売却といたしますか、土地の取引というものをちょっと延長といたしますか、保留というような形で現在なっております。今、県のほうの回答を待っている状況でございますので、それにつきましては随時、私どもコミュニティ推進課のほうで、県の財産活用課のほうとは情報のやり取りをやらせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ありがとうございます。

あと、天拝小学校の今後の、図面を示していただいていたの予定地というか、場所を示してもらっていますが、そもそもこれは文教のほうで、小学校のプールを今後廃止していく予定だということでありました。そういった意味でも、プールを残す、残さないというのはまだ先の議論かもしれませんが、そういった部分の利活用とかも考えられるんじゃないかと思うんですけども、そこは学校教育課等とどのように協議なさっているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今回のコミュニティ運営協議会の活動拠点の話は、当然ながら教育委員会のほうともやらせていただいております。このプールの取扱いにつきましても、今後どのようにしていくのかということもありますので、教育政策課になろうかと思いますが、そちらのほうとは情報の共有をさせていただきながら、今後どのようにこのプールの施設をしていくのかということについては、しっかりこちらのほうも情報共有をしながら、コミュニティ活動に寄与するような活用ができないかどうかと

いうところも含めて、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査に移りたいと思います。

各コミュニティセンターの備品・機器について執行部から説明をお願いいたします。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは所管事務調査、各コミュニティセンターの備品・機器について御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。各コミュニティセンターのほうで備品・機器——主に備品になりますが、配置状況について、一覧で載せております。各コミュニティセンターに標準的に配置しております備品について、一覧表をつけさせていただいております。

上の青字のところは、基本的にコミュニティセンターのほうで標準的にあるプロジェクターをはじめ、貸し館業務の中で、各部屋に備付けのものもありますが、お使いいただけるものになっております。

その下段になりますが、緑色の部分でございますが、こちらが令和7年度、今年度、備品の貸出しの状況をまとめたものであります。基本的には、施設外で使うために貸出しを希望されたところにお貸ししたものになります。基本的には、公民館であるとか自治会への貸出しというものになっております。件数はここに載せているとおりでございます。

説明は以上になります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 幾つかあるんですけど、まず下の欄のところは、貸出しというのは、例えば一番左のほうは、二日市コミセンがプロジェクターを7年度に1件、外部に貸しているよというふうに読めばいいんですね。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 備品の配置を書いていますけど、これ以外にもいろんなものがあると思うんですね。何でこの質問をしたかという、二日市コミセンでプロジェクターを使ってちょっと示そうと思ったときに、スタンド型のスクリーンがないので、生涯学習センターに借りに行ったんですね。同時期に、今度は南コミセンで映画会をするときに、ブルーレイディスクがなかった。それで、誰か持っている人はいないかという話になったんだけど、今度は「プロジェクターは持っているよ」という人がいたんですけど、受けるほうのコミセンの施設がアナログなものだから、コードを両方が使えるものにしなければいけない、そうするともうコードそのものが売っていないんだそうですよ、市内では買えないでしょう、ネットでは買えないという規則があるから、じゃ、どうするかって話になって、もういろいろみんな知恵を絞って、それならもうしょうがない、ブルーレイディスクをDVDに替えてもらおうというふうに会社に掛け合って、DVDを借り直して、そうしたら、「DVDのデッキを持っている人」という話になったんですよ。

そういう右往左往があって、「ちょっと何かおかしいね」とそのときやっと気がついたんですけど、過去に議会報告会するときにも、「音響が悪いから、じゃ、うちからスピーカーを持っていこう」とか、「パソコンが見えないからライトを持ってくる」とかやってあったんで、そのときは自分たちがするものだからそこまで考えが及ばなかったんだけど、「これちょっとおかしいね」って、二つが同時に起きたときにやっと気がついたんですよ。

そうすると何というかな、普通、今一般的に使っているものが使えないという状況があって、すごい何というかな、円滑に活動ができないなというのがあったので、ここに挙げていただいているのは分かるんだけど、例えばプロジェクターは、南コミセンで言うと、コミュニティ運営協議会が持っているほうが性能がいいんですよ、明るくてもよく見えるみたいな。恐らく運営協議会のほうも、センターのほうが出ししているということは知らないと思うんですよ。

だから何かいろいろな不都合があるので、一回、そこそこのコミセンがどういうものを持っているのか、そしてどういう状況なのかというのを少し調べていただいて、ある程度レベルアップしていただくことはできないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 整理のために。今、センターの部分と運営協議会の部分がありますけど、この表の説明も兼ねて、今の西村委員の質問に対するのも参考にしながら、お答えできますかね。皆さん表だけ見たら、これは協議会なのかセンターなのか、ちょっと分かっていないと思いますので。

吉田課長、お願いします。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今こちらの資料にお載せしておる備品というのは、あくまでも市が所有している備品になります。今この上段の青のほうで記した表につきましては、各コミュニティセンターに備え付けてある標準的な備品でございますので、貸し館業務でコミュニティセンターを利用される方であれば、タイミングはあろうかと思えますけれども、基本的には使っていただけるものになります。

西村委員が言われるように、確かにブルーレイ、そういったものに確に対応していない部分があります。今後、ブルーレイであるとか新しい最新の機器をどこまでコミュニティセンターに備付けしておくのか、また、それを利用される方がどれくらいいらっしゃるのかというところのニーズのほうも今後把握しながら、必要なものについては備品の更新といいますか、そういったものも検討していかなければならないのかなと今感じたところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） そもそもブルーレイに関しては、この表で言うと、どこも持っていないような状況なのかなと思うんですけど。すみません、ブルーレイを例に出されたのでちょっと気になって、確認ですけど。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） そうですね、ブルーレイを再生するものというのは、基本的にはこの中にはないと思います。

すみません、コミュニティセンターの開館の時期もちょっと違いますので、もしかするとブルーレイが再生できる施設もあるかもしれないですが、ちょっとそこまで詳細には把握しておりません。基本的にプロジェクターという中では、ブルーレイを入れてということとはできるものはないという状況でございます。

○委員長（前田倫宏君） なので、もしかしたら運営協議会より持たれているコミセンもあるんじゃないかという話ですよ、今のお話だと。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） そうです。あくまでもそれはコミュニティ運営協議会のものであって、コミセンで貸し出せるものでは基本的にはありませんので。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。いいですか。

ちょっと私の提案というか、協議会で持たれてあって、市で置いて、何か重複しているところもあるかなと思うんですよ。協議会が持たれているのはあくまでも協議会の運営の中で使われるという名目で、市民に貸したりは、恐らく任意でですかね、分からないで

すけど、そういった部分もあるかなとも思うんですけど、その辺整理をしたらいいのかなとひとつ思うんですよね。運営協議会が持ってあって、市でもまた置いてあってというのは、何か違和感というかを、私は今回話を聞いて思った部分があって。

まあ、もちろん市民が借りられるというのは、コミュニティ運営協議会の運営資金はもちろん市からお金をこうやって、財源でやっていってもらう。結局、税金で購入しているものなので、それが市民が使えるように何か変えたらいいのかなと思ったんですけど。

西村委員、ちょっと言いたそうなので、どうぞ。

○委員（西村和子君） プロジェクターに関しては、南コミセンで言うとプロジェクターは、さっきも言ったけど、性能がいいのをコミュニティ運営協議会が持っているんですよ。そして、運営協議会はセンターが貸出しするということを知らないんですよ。だから、これは公民館とかに貸してほしいというふうに、貸すために、そういう意味もあって買ったんだと言っているんですよ。なので、ちょっとそこら辺もね、使い勝手のいいものをセンターが持っていれば、わざわざ補助金で買わなくてもいい。だから、そういう何というか矛盾したところが、南コミセンだけなのか、ほかのところはちょっと調査していないから分からないんだけど、あるんじゃないかなと思うので、そういうところも含めて調査してもらいたいなと思います。

だから、二日市コミセンにスタンド型のスクリーンがないことには、「えっ」と物すごくびっくりしたんですよね。通常使うものじゃないかなというので。結構あれは小さいのでも長いので、入るには入るんだけど、工夫しないと入らなかつたりするので、考えていただけだと思うので、ぜひ、どこのコミセンを使っても市民は同じものが同じように使えるって。ブルーレイでなくてもいいけど、DVDのディスクもなかったんですよ。なので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） ちょっと私からも。整理をしていただいて、貸出しもできる、柔軟に対応するほうが市民にとってもいいかなと思うので、市の持ち物と運営協議会の持ち物と、併せて整理を一旦していただけたらなというふうに思います。よろしいですかね、それで。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時33分

再開 午後 1 時34分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課が入れ替わっておりますので、嵯峨部長のほうから出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） お疲れさまです。

それでは、選挙管理委員会事務局所管で所管事務報告、投票環境の向上についてということで御説明をさせていただきます。出席職員の紹介をいたします。

選挙管理委員会事務局長の前田でございます。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 前田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 選挙担当係長の市川でございます。

○選挙担当係長（市川勝也君） 市川です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） 引き続き所管事務報告になります。

投票環境の向上について、執行部から報告をお願いいたします。

前田課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） それでは、報告させていただきます。

委員の皆様から御意見としていただきました、投票環境及び利便性の向上のための期日前投票所の増設や移動支援について、選挙管理委員会で議論を重ねてまいりましたので、経過から御説明をさせていただきたいと思っております。

事前に準備しております資料につきましては後ほど御説明させていただきますので、まず経過については、口頭で説明をさせていただきます。

まず、期日前投票所の増設につきまして、筑紫地区における期日前投票所の設置状況や、投票率の推移などの資料を提示して議論をいたしました。選挙管理委員の方からは、次のような意見が出されました。

「増設するならば、人が多く集まるイオンやゆめタウンなどのショッピングセンターが利便

性としてはよいと思う」。 「コミュニティセンターに設置することも考えられるが、一部のコミュニティセンターに設置をすると不公平感が出るであろうから、設置するのであれば全てのコミュニティセンターに設置する必要があると思う」。

「ショッピングセンターは便利だと思われるが、本市の場合には、イオンやゆめタウンは市役所と場所的に近いこともありますので、あまり意味がないと思う」。

「選挙結果を見ると、本市は期日前投票所が1か所だが、複数設置している自治体と比べても投票率は高いので、利便性が悪いとは思えない。期日前投票所の増設は、その周辺地域の人にとっては便利になるかもしれないが、もともと投票に行っていた人が期日前投票に行くようになるだけで、投票していなかった人まで投票するというようになるという効果は期待できないのではないか」。

このような意見が出されたところです。

次に、行きたくても行けないという選挙人に対して、投票所までの移動支援をどのように考えるかにつきましては、他市の支援事例などの資料を提示をして議論をいたしました。このことに対する意見としましては、「郵便投票や不在者投票指定施設で投票する方法はあるが、対象者が限られるため、移動支援をする制度はよいと思う」。

「期日前投票所の増設は、行きたくても行けない選挙人の支援につながらないが、移動支援の場合には、利便性の向上には有効であると思う」。

「移動支援にはバスを巡回させる方法もよいのではないかとと思う」。

「病院には体調不良でも通院するのと同じように、意識の高い人は必ず選挙に行くが、意識の低い人は環境を整えても行かないので、移動支援まで行う必要はないのではないか」。

このような意見が出されたところです。

以上のような様々出された御意見、期日前投票所の増設、移動支援について、現時点におきまして、本市の場合における投票環境の向上に有効な方策は何かということを経験しましたところ、期日前投票所の増設による利便性がその周辺地域に限られる一方で、移動支援については直接的に対象者の支援を行うことができるため、お住まいの場所によっては投票所までの距離が遠かったり、地形的な問題で投票所まで行くことが困難な高齢者、また障がい者等に対して有効であり、必要な支援であるため、移動支援を実施するのがよいのではないかとすることが、選挙管理委員会のほうで至った結論でございます。

それでは、どのような移動支援をするのかという検討をいたしました内容につきまして御説明をいたしますので、資料の2ページのほうを御覧ください。

支援の内容は、投票日当日に投票所までの移動が困難な選挙人を、タクシーにより自宅から投票所までの往復の移動を支援するものにしたと考えているものでございます。

この移動支援の対象者につきましては、1、投票日当日に市内に居住していること、2、選挙期日に市内の投票所において投票できること、3、自宅等から投票所までの移動が困難で、投票所までの移動手段（家族等送迎を含む）がないこと、4、タクシーまで自力で移動できる、または移動を介助する方が同伴できること、5、郵便等投票証明書の交付を受けていないこと、6、不在者投票を行うことができる施設に入院または入所していないこととでございます。

移動支援をタクシーといたしましたのは、巡回バスなどにいたしますと、乗り場まで行かなくてはならないということから、移動が困難な方にとりましては、自宅から投票所まで直接行けるタクシーが一番便利ではないかということであること。

支援を行う日を投票日の当日のみとしましたのは、まずは、この移動支援というのが初の試みであり、利用者数が見込めないということで、まずは投票日当日に実施するのがいいのではないかとということ。また、移動支援を実施している自治体の多くが、投票所の統廃合により投票所が減少して、投票所までが遠くなったことで投票環境が悪化して、その代替措置として導入しているというところが多く、本市におきましては、純粹に投票所まで行くことが困難な選挙人に対して、よりよい投票環境をつくるための移動支援ということで、投票日当日のみの支援でも、投票環境の向上には寄与するものではないかとということとでございます。

実施時期につきましては、次回予定されております選挙が令和9年1月の筑紫野市長選挙となりますので、そこからの実施をしたいというふうに考えているところです。

なお、この支援内容につきましては現時点で予定しているものでございますので、手続方法などを含めまして、詳細につきましては今後詰めていくことを申し添えます。

本日、資料として3ページのほうに、今回の検討資料として、選挙管理委員のほうにもお渡しした、投票所の増設と投票率の関係を表すグラフを添付いたしております。この表は、過去5回分の筑紫地区における衆議院選挙、また参議院選挙の投票率の推移を折れ線グラフで示したものでございますので、御参考いただければと思います。

報告事項の説明は以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から報告がございましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御検討いただいたことはありがたいなと思っているんですけども、何もないよりはいいとは思うんですけども、私も移動支援を一般質問で言っていたので、期日前投票の増設と両方言っていて、何点かあるんですけど、まず、いろんな意見が委員さんからも出されたというのは今お聞きして分かりました。

私は一番、この期日前投票所の増設のところの下の方に、「また、増設することによる労力を考慮すると効果的とは言えない」って、これは市民目線ではなく、やる側のほうの目線だと思うんですよね。今、1か所で今の投票率は結構いいですよ、5市の中で。ただ、市役所にはわざわざ期日前には行かないけれども、イオンには行ったついでに行く人が、今行っていない人の中で増えるんじゃないかという期待も逆にあります。ゆめタウンとかイオンは市役所に近いからどうかという、効果はあまりないんじゃないかという意見があったということですけど、日頃行かない方が、イオンとかゆめタウンなら行くかもしれないという効果もあって、前回から話していたのがあるんじゃないかというのが一つあります。

あと、投票日当日にしましたということだったんですけど、実際、高齢者の方でもだんだん当日行かなくて、期日前投票に一生懸命行っている人が多いんですよ。その要因の一つに、高齢者の方に聞くと、学校とかの体育館だと結構、校門からというか、タクシーを降りてからめっちゃ歩かなきゃいけないんですよ。バリアフリーになっていなかったり階段があったりするの、事実そういうところもあります。だから怖いので、転倒することが怖いから期日前投票に行きたいから、今は友達、家族とか誰かに頼んでいるけど、だんだんその一緒に行っていた人たちも車を手放して行けなくなる、そういうようなことがあるから期日前に行く人が増えているのも一理あると思うんですよ。これが投票日当日だけの利用になると、なかなかそういう人たちは、逆にまたタクシーを降りて行けないよねというのも心配はします、せっかくしてくれてもですね。

あと、できれば、バスの巡回もいいんじゃないかという意見があったというんだけど、私はタクシーの当日も、それはないよりはあったほうがいいのかとは思いますが、期日前投票って1週間ぐらいあったり、国政ならもっと長いんですけど、例えば行政区ごととかに申請があったところにバスが送迎、1日でもいいんですよ、その区域。だから、そういう意見もあったのだったら、そういう検討をもう少し詰められてもいいんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。すみません、長くなって。

○委員長（前田倫宏君） 前田課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） まず一つ目の、ショッピングセンター等は買物に来られたお客様が多いということで、効果があるのではないかということにつきましては、選挙人の方の投票意識も大いにあると思いますけれども、ついでに投票されるという方もおられることとは思います。そこの比較検討もした上で、今回はまず筑紫野市の場合においては、移動支援のほうがより効果的な支援策ではないかということで、あくまでもショッピングセンターも意見として出てきている内容ではありますので、今後については検討していく余地はあるというふうな部分ではございます。

二つ目の、学校体育館等は確かに段差があって、少しつまずきやすいかなというふうなところは、委員おっしゃるように見受けられるところではございます。その分に関しましては、これもそれぞれ各学校ごとに状況はあるかと思いますが、移動支援、当日のみでまずはちょっと様子を見たいというところが、まず試行というところを一番初めに、委員さんの中でも、まずはやってみないと分からないので、まずはその状況を見てということが一つございましたので、そこの部分も今後の推移を見ていきたいと思っております。

バスの巡回に関しましては、地域を限定しにくい部分というのも確かにございますけれども、委員おっしゃるとおり、期間が長い選挙においては、地域を分けて回ればというふうなところは確かにあるかと思えます。そこの部分の詳細については、巡回バスについても地域を特定しにくい、どこにどれぐらいの利用者の要望があるかというふうなところも分からないということもありますので、まず当日試行してみて、どの辺りの方から申込みがあるのかというふうなところが分かってくれば、今後の対応もできるのではないかというふうには考えているところです。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） まずは試してみたいということは理解できるんですけど、これの件数とか経費、予算とかはどんなふう考えられるのかなというのと、もう一つは、私たちのエリアは、のる一とが開始になる予定ですよ。そうすると、何ていうかな、高齢者の人って、「そんなタクシーを呼んでもらっては気の毒よね。なら、のる一とで行くか、行くならどうか」という人も考えられると思うので、そういう方のところはどんなふう考えられるかというのはいかがでしょうか。2点お願いします。

○委員長（前田倫宏君） 前田課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） ニーズにつきましては、参考にいたしました市、具体的には飯塚市なんですけども、当日タクシーの支援をやっております。人数的には40人から50人ぐらい申込みがあったというふうに伺っております。費用につきましては、移動支援につきましては、国のほうから2分の1の支援が出るというふうな形になっております。

続いて、のるーとなんですけども、のるーとが整備されたら非常に便利になっていくかと思えます。タクシーについては、直接ドア・ツー・ドア、自宅からそのまま投票所に直接行って、そのまままた自宅に帰れるということがございますので、タクシーでの支援というのはその有効な方策であるというふうには思っております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑はありませんか。

私からいいですか。タクシーの事業者と協議なりなされたのか。今は運転手不足で、飯塚市の例では40件から50件という話がありましたけれども、筑紫野市でそれは可能なのか、その実現性についてちょっと教えてください。

前田課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 今委員長おっしゃいますとおり、実施するにも、タクシー会社のほうが手配ができないというふうなことであれば実施できませんので、そこはあらかじめ調査をさせていただきました。市内にタクシー業者が3社ございますけども、確認いたしましたら、やり方というのは今後また詰めていく部分ではありますけども、仮に借り上げ、チャーターというふうな形を取るとしたら、どのくらいのタクシーを確保できるかということを確認しましたら、3社合わせて十数台は確保できるということでしたので、それであれば、これも飯塚市との比較等も参考にしながら、対応できるのではないかというふうに判断しているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） それともう一点ですね、今回、当日の投票日に限定というところであって、一応、報告では投票環境の向上というところに一つは寄与するのかなというところではあるんですけど、市民のいずれにしても利便性というものを考慮したらですよ、筑紫野市も南北に広がっていて、筑紫野市はどちらかといったら中央寄りですよ。南のほうとかはちょっと大変な位置、期日前に関しては。で、ショッピングモールもゆめタウン、イオンはどちらかというところと中心地にあって、そういったところがどうなのかというところになってくるかなと思うんですけども、開設に当たっては、これは市民は誰も反対し

ないと思うんですね。

より近いところに行きやすくなるというところには、利便性に寄与するものというふう
に思っています、それが今まで過去の総務委員会等、また予算委員会なり、そういった
ところで議論がなされてきたという経緯がありますので、新たな投票所の開設、他市を見
れば、市民が知れば羨ましがらんじゃないですかね、これ。明らかに筑紫野市が一つで、
残りが2か所以上あるような状況。だから、投票率だけ一概に言えないのかなと思うん
ですよ。シンプルに距離が近いほうがいいですよ。コンビニにしてもそうですよね。いっ
ぱいあるので、近いところに行きますよね。わざわざ遠いところに行くんじゃないで、近
くにあるなら近くに行くという意味の利便性というのは、どういった議論がなされてある
のかをちょっと。あと、議会の意向というものがどのように委員会のほうで諮られたのか、
もう少しちょっと説明してもらわないと、我々もなかなか納得できる部分がないので、そ
の辺教えてください。

前田課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 今委員長おっしゃいますとおり、確かに近く
にあれば非常に便利であるということは、そのとおりだと思います。近くにあったから投
票に行かれる方が増えるかどうかというところ、投票率の問題とはまた別のところにはな
るかと思いますが、今の段階としては、現時点において、本市においてはどのような
方策がよりよいかというふうなところの検討結果といたしまして、移動支援というふうな
選択肢になったということですので、期日前投票所の増設につきましては、今後とも選挙
管理委員会のほうで、また選挙ごとに総括というか、取りまとめて報告等もいたしてお
りますので、その中でまた議論等も深めて検討していく部分にはなるかというふうに、現時
点では考えているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） もう一点、もう一回ちょっとお聞きしますけれども、逆にです
よ、筑紫地区で業務的な負担の割合というのは、市の職員は大きく負担を強いられるとこ
ろになるかと思えます。他市の状況を見ても、投票率というところで見れば筑紫野市が一
番高いですよ。本当に市民の意識が、私は高いというふうに評価しているんです。投票
所の環境というか、市民の意識が高いのでこれが結果として現れていると思っているん
です、正直。

ただ、じゃ、逆に、今の言い方をされれば、大野城市なりですね、結構投票所も多うご
ざいますけれども、じゃ、投票率が低いからといってですよ、筑紫野市みたいに、じゃ、

1か所にしましょうかというふうな議論にならないですよ。どちらかといえば環境をやっぱりよくしようと。なら、もう1か所とかですね、場合によっては移動支援、新たな方策ということを考えられるわけですが、そこに至らない自治体が多数ですよ。筑紫野市はかたくなに1か所、効果を見らな分からんと。だから私は、やってみればいいじゃないかと、そういうことを言っているんですよ。他市が逆に減らしますかという、減らさないですよ。それは市民の距離が近い、利便性というものを考慮して、やっぱり維持だと思います、正直。減らすって聞いたことないです、今のところ。そう考えたときに、市としてまだ考える余地があるんじゃないかと思うんですよ。

今、筑紫野市は、先ほどもですね、中央に位置して、商業施設で言うならベレッサですかね、あっちのほうも南のほうにあったり、また、ゆめタウン、イオンに限らず、市民が利用しやすい場所も、民間施設もあるわけで、何でその中心地だけの議論になっているのかが、ちょっとよく私には分からないんですよ。はい、お願いします。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 筑紫野市は東西にも南北にも面積は広うございますので、市街地の市役所は中心地という意味合いで、この場所自体が利便性というものはそう悪いものではないというのは、委員の中からも出ていたところでございます。

移動支援が試行的に試しに1回やってみないと分からないということであれば、委員長おっしゃいますとおり、期日前投票所の増設につきましてもやってみないと分からない。実際にやってみたら利便性が向上した、便利になったというふうな市民の方、選挙人の方がおられて、満足度というか、そういったものが上がるというふうなことは十分に考えられるところでございますので、繰り返しになって申し訳ないんですけども、現時点において委員会の中では、移動支援のほうがより現状では利便性が向上するものではないかということですので、引き続きその増設につきましても、今、確かに他の自治体のほうでも増設箇所が増えてきているところではございますので、論議の俎上にのせていきたいというふうな部分では考えているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） これをやってみて、評価して続けるなり、期日前投票所を増やすなりというふうな、また何回かやるのか分からないけど、どういうふうなスタンスで、その次は考えられていますか。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） もともと、この選挙管理委員会の選挙事業で、こういう要望を議会で要望しているんですが、それが通るのか。いや、これはあくまでも選挙管理委員の専決事項だから、議員さんの意見はいろいろあろうとしてもこうですよ。だから含みを持たせる答弁するもんやから、ああ、期待感があるんやなって。じゃ、来年、次の選挙のときは期日前投票の箇所を2か所、3か所つくろうかって。本当言うと1町4村が合併したまちやから、大体5か所、旧筑紫村は筑紫村、山口村は山口村でそれをつくったらいいと。

それが一番いいとは思うんやけど、そこまで選挙管理委員会としてどう、まあ事務局長でしょうから、選挙管理委員長としての意向あたりはどう考えてあるのか。あんまり期待を持たせるようなことをすると、議論がずっとこうして果てしなく続いてきて、何回も何回もこの議論が出てくるんやけど、「いや、もう市としてはこれだけしかしませんよ」とかさ、そんなことはないのか、ちょっとその辺を明確にしてほしいなと思います。

○委員長（前田倫宏君） 前田課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 今回の移動支援をしたいというふうなことで、それでは今後、期日前投票所のほうの増設はもう検討しないのかということとはございませんで、そちらにつきましても今後の推移を見て、あくまでも投票率だけではございませんので、投票環境、利便性につきまして、移動支援プラス期日前投票所の増設ということも、必要性といたしますか、増設したほうがいいのではないかというふうな判断になってきたら、増設も検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） いや、推移を見てって、昭和30年に筑紫野町が発足して、昭和47年に筑紫野市ができて、そしてそれからその大きさというのは、面積はいっちょん変わつとらんわけやから、人口は3万人から4万人、今は10万超した形になってきたから、推移としてはほとんど、人口が増えてきただけですよということで、面積が広がって選挙範囲が広がったかというところでもないわけやから、その推移を見極めるということは、どう推移を見極めるのか。

○委員長（前田倫宏君） 前田課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 今後、高齢社会がますます進んでいくと思いますので、その辺りで高齢者が増加をして、より期日前投票所の増設についての必要性が増してきたり、そうした部分がありましたら、その時期、必要に応じての増設の検討はまたしていきたいというふうな考えでございます。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） そうしたら、選挙管理委員会ではこれはこうやりますよということであって、例えば、「じゃ、この結果をこの時点で評価してみましようか」とか、「その後はどうしましょうか」ということは検討してなくて、「これでやりましよう」ということだけを決めたということですか。要するに、この評価をどうするかということは検討されたのでしょうか。だから、「うまくいった、うまくいってやりました、続けましよう」とかね、「もう期日前投票所は増やさなくていい」とかっていうようなことは、どんなふうに考えましようということは考えられていないということですか。分からない。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時02分

再開 午後 2 時09分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 今、西村委員の質問に対しましてお答えさせていただきましても、評価に関してですが、毎回の選挙ごとに、その選挙の総括評価はしておりますので、今回、移動支援を実施することになりましたら、その分の評価ももちろんさせていただきますし、それによって今後の移動支援の在り方等については、また議論していく、検討していくというふうな部分になってきます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

休憩しましょうか。再開を25分といたします。

休憩 午後 2 時10分

再開 午後 2 時24分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告に入ります。

まずは、出席職員が入れ替わっておりますので、嵯峨部長のほうから御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは次、管財課になりますが、所管事務報告1件、所管事務調査2件ということになります。説明する職員を紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利啓次君） 永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君） 橋本です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） よろしくよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） では、所管事務報告、筑紫野市公共施設等総合管理計画改訂の進捗状況について、御報告をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 皆様、お疲れさまです。筑紫野市公共施設等総合管理計画改訂の進捗について、御報告させていただきます。

資料のスケジュールを御覧ください。筑紫野市公共施設等総合管理計画改訂業務を5月27日に契約を行い、5月28日から令和8年3月31日までの工期で業務を今進めているところでございます。

スケジュール表の5行目になりますが、各施設の利用状況などを把握する実態調査を7月から11月にかけて行っているところでございます。また、その下の行でございますが、個別施設計画で検討されたコストの平準化検討及び計画目標の検証を9月から11月にかけて行っております。

下から3行目になりますが、筑紫野市の公共施設の在り方に関する市民アンケートを11月に行い、現在はアンケート結果の集計中でございます。今後、把握した公共施設の実態、事業コストの平準、計画目標及びアンケートの集計結果を踏まえ、改訂案を作成し、改訂案についてはパブリックコメントを実施して、改訂を行っていく手順でございます。

以上、報告を終わります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、アンケートってどれぐらい回収できたんですか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 市内の2,000名の方に無作為でアンケート調査を行っておりますが、業者のほうからまだ正式な報告が来ておりませんので、今は把握していませんので、また御報告させていただきます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） パブリックコメントなんですけど、筑紫野市はどれを見ても本当に意見を出される方が少ないんですけど、事前に「こういうことを考えていますよ」という説明会を兼ねて、「パブリックコメントを募集しています」というようなことをしていかないと、なかなか市民の意見というのは上がってこないんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 西村議員が言われているのもよく分かります。この庁舎を建てる時は、地域に入っているいろんな、コミセン単位でしたけど、入って話をしてパブコメを上げましたけど、そういうことをするのが本当は一番いいのかなと思いますので、重要課題的なものについてはそういうふうにしていくというのが筋だと思いますし、今回については改訂ですので、事前説明会をしてパブコメをいただくというのは今のところ考えていないので、今後、計画の重要性とかでそういうところを判断していくのはいいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

私からなんですけども、今いろいろ情報等を収集されて、改訂に至るとは思うんですけど、どういうふうなことが反映されて計画が改訂されるのか、大まかでいいんですけども、どういったことを想定されていますか。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） よく誤解というか、皆さんが言われているのが、複合施設の計画がこれにうたわれるのかとか、多機能化の分で、文化会館と体育館が合体するのをこの計画にうたうのかとかよく聞かれますけど、あくまでもこの筑紫野市公共施設総合管理計画というのは、目標を定めて、その目標に向かっての手順になってきます。目標につい

では、既存施設の何%を削減しようかという目標を今回作成しようかなというところまで来ていますが、ちょっとまだ、はっきりとしたお答えはできない状態ですね。

あと実態調査、調べていろんな施設が問題、課題点が見えてくると思いますので、基本的には今は60年スパンで考えていますけど、財政的なことを考えてもうちょっと延ばそうかなというふうにも思っています。新しい施設については、統廃合とか多機能化で合体させるとかいうのはちょっと考えられないので、古くなった施設、例えば100年にしたら50年の半分になったときには、今後どうするのか、延命するのか、それともほかの施設と合体するのかという、そういうのをどうするのかというのだけはこの計画に入れ込みますけど、本当にどうするのかという実情を計画するのは、個別計画というふうなのを策定していただく形になります。

その個別計画で、今後その文化会館をどうするのか、生涯学習センターをどうするのかというのを、その時点で利用者数とか、維持管理費用がどうだったのかとか、建物的にも年数が短いなら、そろそろどこかと引つけようかと、そういうのは個別計画で立てていただく形になりますので、今回の目標として、この作成の改訂としましては、今言いました数値目標とそれに向かっての手順、あと先ほどもちょっと申しましたけど、事業費のコストの平準化というのを考えていくというのが、内容的な改訂になります。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 2 時32分

再開 午後 2 時36分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査になります。ジャスコ跡地の活用について、執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、ジャスコ跡地の活用について御報告させていただ

きたいと思います。

資料をまず御覧いただきたいと思います。今年の7月以降の活用状況でまとめております。毎月2のつく日については、二日の市が開催されております。また、10月17日から12月28日まで、土曜夜市及びイルミネーションイベントとして、まちづくりNPO法人ほつと二日市のほうにお貸ししているところがございます。そのほかには、二日市八幡宮主催の奉納剣道大会などの駐車場としてお貸ししております。

続きまして、6月議会後の調査状況でございますけど、ジャスコ跡地につきましては市として土地利用があるかどうかということで、全ての課について今照会をかけているところでございます。今後、各課において土地利用の希望等がございましたら、その希望がかなうかどうかという形で検討していく予定でございます。また今後、民間事業者の経験やアイデアを聞き取るサウンディング型市場調査などの他市町村の事例がございますので、そちらのほうも研究してまいりたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

6月議会に聞いて、これを今聞いている背景には、やっぱり3月の予算委員会のときに、二日市コミュニティセンターが複合施設にならんよねというところから、副市長がお見えくださって、まちづくりはジャスコ跡地も視野に入れてというふうな御答弁をされたことで、今後、年に数回ぐらいは状況を確認させていただければと思っております。今、全ての課に照会をかけているというのは、課から「ここを使いたいよ」みたいないろんな意見が出るかどうかを待っているというところなんですかね。

2個目の、民間事業所に対して何とか型というのが聞こえなかったんですけど、もう一回、どんなふうなことを想定しているのか、もう少し詳しく教えていただいてもいいですか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） サウンディング型市場調査というのが、北九州市とかいろいろされているんですけど、民間の事業者に、ただマンションとか建てるとかじゃなくて、ただ何かを造るというのを私たちが考えるんじゃなくて、土地利用の可能性について、いろんな回答をもらう調査を行っている団体があります。例えば1階を何らかの公共施設に

して、2階以上をマンションとかの住居系にするとか、そういう提案もされる業者さんがいらっしゃるかもしれませんが、公共的な何か施設を持ってきたら、営業しながら利益云々で市のほうに「貸してください」という提案が来る可能性もあるという、そういうアイデアを持って、「自分の会社はこういうことをしますので貸してください」という提案を受けるのが、サウンディング型市場調査ということになります。

もし、その中でいい案が出れば、市のほうでプロポーザルを行って、いろんな業者さんに意見を聞いて、「じゃ、あなたのところがすごくいい意見を言われたので、30年でこの土地を貸しましょうね」とかいうのが、他自治体で事例がございますので、もし市のほうの内部でも使うことがないということであれば、そういうふうな形で、市のお金を使わずに何か公共的な施設を建てていただけないかという提案をいただこうというのが、先ほど言ったサウンディング型市場調査になります。

当然これも、業者さんのほうの利益を生まなければ何の提案も出てこないの、何も提案が出てこなかったら、また別の研究をしていくという形になりますが、取りあえずはまず市の内部で、何か使いたい課があるのかというのを把握してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑がある方は。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） また元の討論に戻ると、これは私が議員になる前の年ぐらいやから28年ぐら前に、ジャスコ跡地がなくなって更地になって、民間売却というときに、二日市商店街の人たちが、「地元で活性化するから、市で買ってやってくれ」という話があって、ずっと来て、もう最近は全くその話が聞こえなくなって、地元の商店街とのそういう約束というのは、もう御破算になったという認識でいいんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 詳しい年数は忘れちゃったけど、前は組合とか協議会みたいなのを設立されてあったんですが、その二つあったんですが、両方とも解散されて、
「あとはもう市のほうで完全にお任せします」という回答をいただいています。それで今、市のほうとしてどうするのかというので、それからずっと売買するのか何するのかというのが、私が来る前から話されていたみたいです。一応のところは、地元のほうで活動はもう一切されていないというふうに聞いております。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 本来から言うと、商店街のほうに損害賠償を起こしてき、あれだけ高い金利を払うてね、とうとう開発公社で持ちきらんようになって市が買うた、あのときに金利が6%ぐらいやったけん、金利だけでも相当な金額になってきて、それを二日市商店街の当時の人たちに責任を持ってやってやらせて。本当、そのぐらいなからんと、やっぱり、ああいう地元の要望であれだけ買うてやっていったわけやから、今になって…。しかしね、山本さんが買うというわけにもいかんしね。

本当、わしらはずっとあれで引っ張られて、開発公社もつくって、開発公社の健全化に基づいていろんな形もやってきて、すったもんだ、ワーワーやってきた中で、今何とか公共用地でね、本当言うと、あそこをきちっとできれば、子ども館ぐらいとかいう感じでいろいろこう思っとるんやけど、どうも行政側としては全くやる気がなさそうやしき。課長がどげんかせんことには、あんたが部長になりや変わるかもしれんけど、嵯峨部長と交代してき。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） ひょっとしたら、サウンディング調査したら、子ども館をつくっても大丈夫という会社があるかもしれないしですね。だからそういう、うちもサウンディング調査するときに条件をつけていいんですよ。「こういうのを持ってきた場合は、社会的に利益を生んでくれますか」とか、そういうのも話せますので、そういうのはちょっと検討してまいりたいと思っています。あとはもう、今からのことなので、昔のことは考えずにやっていきたいというふうには思っております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） これは今、サウンディング調査をやられている中で、何社か、数社か来ているんですか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 今は近隣自治体がやっている状況を調査しているので、今からそういうのをどういうふうにしていくかというのを検討しています。まだやっていません。（「いつから、いつぐらいからやるんですか」と呼ぶ者あり）いつからというのもまだ。（「それも決まってないの」と呼ぶ者あり）まずは、市の内部が使うと言ったらサウンディング調査はできないですから。「私のところが使いますから」と言ったのに、私が、管財課が勝手にサウンディング調査して、「こっちの業者さんが使うと言うけど」と言っ

たら、そこでトラブルが起こっちゃうんで、まず内部を整理させていただいて行いたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） その内部の調査はいつぐらいまでを待つんですか、めど的に。次のステージに行くのはいつぐらいなんですか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 今年度をめどには必ずしたいなというふうに思っていますので、できれば次に報告できればとは思いますが。

○委員長（前田倫宏君） 確認にもなるんですけど、課で何かしらの公共用地として使うという上でも、そのサウンディング市場調査にもかけるということですね。公共プラスの民間の活用で。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 先ほどもちょっと言いましたけど、どこかの課が「こういうのをつくりたい」と言って、例えば市のほうに財源がなければ、じゃ、それが民間の力でできるかどうかというのを併せて問いかけもできるんですよね。だから、そういうのもいろいろのを聞いて条件をつけてするのか、全く条件をつけなくてサウンディングするののかというのがありますので、そういうのも検討していく必要があるかなと思います。

○委員長（前田倫宏君） はい、分かりました。

ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き所管事務調査、市役所敷地内の手すりの設置について、説明を執行部からお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 筑紫野市役所敷地内の手すりについてですが、庁舎を建設する際に、福岡県福祉のまちづくり条例に基づいて施工を行っております。基準に適合した施設として適合証を交付していただいているところでございます。

福岡県福祉のまちづくり条例は資料につけておりますけど、資料の11ページを御覧いただきたいと思います。資料の11ページは、敷地内通路等の規定を書いております。こちらにおいて、敷地内の通路等においては、手すりを設置する場所が階段部分とスロープ部分、

黄色くマークでつけておりますけど、こちらの部分の2か所のみとなっております。福岡県福祉のまちづくり条例は、バリアフリー法などに定められた基準を条例に定めているため、適合証を交付していただいておりますので、合法的な施設と認識しております。

手すりを設置されないかということですが、通路は基本的に事故防止のため、何も置かないことが優先されております。本庁の正面玄関からバス停の通路には、本庁舎には免震装置がついておりまして、地震で揺れた場合、通路の一部が跳ね上がる構造となっております。そのため手すりを設置する場合には、通路の中心近くに設置することとなりますので、歩行者の往来の妨げや点字ブロック利用者等への影響、また、手すりにぶつかって事故が起こる可能性がございます。また、体の不自由な方への対応といたしましては、バス停とまごころ駐車場の間にインターホンと車椅子を御用意しておりますので、こちらのほうを利用していただくという形で、現在のところ手すりの設置は考えておりません。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　おっしゃることは、すごく打ち砕かれた気分なんですけど、何人かから、「バス停を降りてから市役所の入り口までが、歩くのがちょっと大変で転びそうになる」とか、「つえを持っているけど、もう片手に手すりがあればいいんだけど」というようなことを言われたので、今回出したんですけど、今聞いて、いろんな事情からできないということは理解はできましたので、一応その回答を高齢者の方には伝えなきゃいけないのかなというふうに思いました。

真ん中だったらつけれんことはないという話だけど、真ん中だったら通行の妨げとかになったり、かえって転んだりするからというところということですよ。

○委員長（前田倫宏君）　永利課長。

○管財課長（永利啓次君）　生涯学習センターとかは建物の際に手すりをつけておるんですよ。そちらについては、通常歩かれる方の邪魔にならないからつけていたんですけど、この本庁舎は周りが免震装置になっていきますので、クリアランスを取っているんですよ。そのクリアランスのところに板というかパネルを置いておりますので、それが揺れたときにパンと跳ね上がる形になりますので、そのパネルのところも設置できないし、跳ね上がる1メートル50ぐらいのところも設置できないので、結構真ん中ぐらいに手すりを、そう

なると造らなくちゃいけない。そうなるとちょっと邪魔になりますので、御了承いただきたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ちょっと話は変わるけど、まあ関連だから。あの広場はもう今のまま放置しておくか。だんだんだんだんともう色もあせてきよるし。それから、その屋根なんかが見えるんやけど、防水関係もあんまりきちっとできとらんし、あんまりいい施工じゃないなと思うんやけど、そういったところをちょっと管財課長として。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） ふれあい広場の内規については前回、前々回ですかね、そのとき、今内規を作成中なので、まだここでどうするというのは活用は言えませんが、今年になって結構、ふれあい広場は使っていただいているところがございます。パレードの出発式もあったり、二日市東小学校のバスを入れてみたりとかですね。今言われたのはインターロッキングの清掃ですか、それとも……。 （「いやいや、使い方というか、いろいろと老朽化していってしまうもんやからさ」と呼ぶ者あり）利用は今後、前も言いましたように、内規を改正していろいろと使えるようにはさせていただきたいと思いますので、もう少しお時間をいただきたいなというふうに思っています。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今いろんな意見が出たので。前ですね、あそのふれあい広場を全部駐車場にするのは一旦いろんなことでなしになりましたけど、何かあのとときに、身障者の方の止める駐車場が、今、車椅子を置いてくださって、ちょっと遠いから、入り口に近いところに置く分はいいんじゃないかみたいな意見をそのときは出させていただいたけど、全部なしになったけど、そういう議論はもうされないということになるんですか。入り口に近いほうに駐車場とかいう検討はもうできない。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） ある方からそういう意見をいただいたので、ふれあい広場のほう、ちょっと私のほうが、ここに駐車できないかというので図面を描いてみましたが、ふれあい広場に車を入れて、まごころ駐車場に止めるには、転回場所とかいろいろ必要になって、半分近くぐらいが駐車場スペースに必要なのかなというふうに思いましたので、ちょっと今のところは、それに取られると今後こちらの残りが使いづらかなということ、今のところはそれっきり検討はしていない状態ですね。 （「はい、分かりました」

と呼ぶ者あり)

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑がある方。

吉村委員。

○副委員長（吉村陽一君） この手すりの件については、手すりの設置は厳しいというところだったと思うんですけども、そもそも手すりを設置しましょうという議論があったときに、あそこの動線で高齢者の方がうずくまっていたりとか、そういったことがあったという話を聞いています。そういったことを解決するために、あそこの駐車場のところにインターホンを設置して車椅子を置くようにしたと。今後、どういった使われ方をしているのかというのもしっかり見てほしいという話をしていたと思うんですけども、そこを皆さん、高齢者の方とか障がい者の方が使ってあって、不自由なければそれでいいのかなと思うんですけども、ただ、やっぱり自分の力で歩いて行きたい方も中にはおられると。ただ、手すりは難しい。その手すりの議論をするときに、どこか箇所箇所に例えば休める椅子を置いたりとか、そういったこともできるんじゃないかという話も出ていたと思うんですね。

なので、それはもしかしたら生活福祉課のほうで話をしたかもしれませんが、そういった議論もちょっとありましたので、手すりを設置するということは、そういった高齢者の方とかの利便性とか、そういったところにもという観点の話でしょうから、椅子を置けるのか、置く必要が現時点あるのかというところも、横断的に課をまたぐかもしれませんが、お話とかをしてもらえたらいいのかなというふうには思っています。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 吉村委員の言われているのは初めてお聞きしましたので、管財課のほうでも可能性があるかどうか研究していきたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 今さらなんですけれども、免震構造に床がなっているので跳ね上がるということですけど、震度何で動作するんですか、免震のその装置は。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 震度4までは普通の住宅と同じような揺れをします。震度4以上になると免震装置が機能し始めまして、5になれば多分、今言われていたパネルは浮き上がったりすると思いますので、今のところまだ震度4以上の地震がこの建物を建ててから来ておりませんので、明確にはお答えできませんけど、そういうふうには聞いております。震度4以上から装置が作動するというふうには聞いています。

○委員長（前田倫宏君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 続けていいですか。じゃ、それだったら、別に手すりをつけても問題なくないですか。震度4で破壊されるんでしょう、手すりも。いや、震度4以上で、パネルも浮き上がってくる、手すりも破壊されるという。そういった状況で破壊されるのであれば、通常使用される分は何も問題ないんじゃないんですか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 手すりが壊れるからつけないというんじゃなくて、まず、パネルのところには固定ができません、間違いなく。その横に手すりをつけるとしても、ほぼ通路の真ん中あたりに来てしまうので、基本的に先ほども言いましたように、通路には物を置かないというのが原則になります、危ないのですよね。だから、壁にべたっとつけられるならつけたいと思いますけど、その状態じゃないので、パネルの上も歩行者禁止とすれば多分いいと思いますけど、一応、今オープンで開放しておりますので、少しでもその空間を利用していただくという形を取っているところで、今手すりをつけるのはちょっと危険かなというふうに思います。

○委員長（前田倫宏君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 柱と柱の間のところを私は想定していたんですけども、それに、柱と柱のところに横棒をつけて、間の跳ね上がらない部分に縦棒をつけてつなぐという工法もありますよね。そうすれば、別に柱の横のところに縦棒をつけなくても、柱と柱の間のところにつけたらというふうにイメージしたんですけど、私のイメージの仕方が悪いのかな。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 手すり自体は、今言われたように柱と柱に固定とかでいいと思います。つけることは可能です。ただ、その柱と柱の間に手すりをつけてしまうと、横断が右から左とかできなくなったりとかですね、あとは気づかない子どもたちがワーッと走ってきてゴンと打ったりとかですね、そういう、あくまで危険性が少しでも可能性があるものは、やっぱり正面玄関でございますので、極力そういうものを設置したくないという気持ちが私たちにはあります。もう100%安全というものであれば設置させていただきたいんですけど、何か起こるといふ可能性があるなら、今言ったようなインターホンで呼んでいただいて、車椅子で私たちのほうでお連れしたいなというふうに思っております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 車椅子の稼働率ってどれぐらいなんですか。（「集計してなからう」と呼ぶ者あり） ああ、そうか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 稼働率は分かりませんが、よく利用されているのは聞いたことがあります。全く利用されていないわけじゃないですね。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時01分

再開 午後 3 時03分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の課が入れ替わっておりますので、嵯峨部長のほうから出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは続きまして、危機管理課所管事務調査 2 件という形になります。出席職員を紹介いたします。

危機管理課長、川口でございます。

○危機管理課長（川口 隆君） 川口です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理担当係長の永田でございます。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 生活安全・防犯担当係長の河野でございます。

○生活安全・防犯担当係長（河野桂子君） 河野です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、引き続き所管事務調査、西鉄二日市駅周辺の防犯対策について、執行部から説明をお願いいたします。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 西鉄二日市駅周辺の防犯対策について御説明をさせていただきます。資料の2ページを御覧ください。

今回の調査事項であります西鉄二日市駅周辺の防犯対策ということで、当該地に市が設置しております防犯カメラの位置図を添付させていただいております。場所は図面中央部の赤い丸で示しておりますが、西鉄二日市駅南側踏切の付近で筑紫野古賀線に面した場所に設置しております。平成25年度に設置した9か所のうちの1か所となります。市設置の防犯カメラは福岡県の補助金を活用しております、その要件に合致させるため、子どもや女性等に対する声かけや付きまとい等があり、警察に通報がなされた場所で、その場所が通学路であった場合に、警察署と協議して選定、設置しております。

資料については以上でございますが、その他の防犯の取組といたしまして、市内全域での活動ではございますが、毎月第3水曜日には筑紫野市青少年指導員と警察でパトロールをされておまして、また、毎月第2・第4金曜日には一斉街頭活動の日として、各地区の防犯部会と警察がパトロールをされております。また毎月2回、少年補導員が中学校校区をパトロールされております。

説明については以上となります。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） すみません、こちらの調査は私のほうから出させていただいたんですけども、この西鉄二日市駅のすぐ近くに交番があると思うんですが、そこが今度、反対側の、行政区で言えば太宰府市さんのほうに移動するというふうに伺っています。それこそ、このエリアというか一带に飲み屋さんだったりとかたくさんあるわけですけども、夜、例えば飲み屋さんからの客引き行為だったりとか、そういったものもいまだにあっているというふうな声を聞きます。何かあったら近くの交番にすぐ駆け込んだりとか相談というのができていたんでしょうが、それがもう全く反対側になると、そういったことはできなくなると。そういったところで、こちら辺の近隣の方からの不安の声があったりとか、そういったところも聞かれています。

その交番に関しては県のことかもしれませんが、周辺地域の方々のそういった不安だったりとか、そういったことを行政としてどんなふうに対処していくのか、そういったところもお伺いしたいというのが一点と、もちろん交番が近くになくなるので、何ていう

んですかね、例えばここに防犯カメラが一つつけられていますけども、何かあったときとか、監視じゃないですけども、防犯カメラの増設だったりとか、そういったのが今後必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですけども、そういったところを市のほうとしてはどのように考えているかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今、吉村議員のほうからおっしゃられました警察署の交番の移転に関しまして、今ある交番というのがかなり狭い場所に設置されてあって、しかもそれがかなり古くなっているということが問題となって、移転の検討を警察のほうでされた。新たな場所を選定するに当たって、もちろん同じ管轄内の、なるべく近くのエリアで検討されたというふうなことは聞いております。その結果が駅の反対側の場所になったというふうに聞いてはおるところでございます。

移転に伴って飲食街から離れてしまうという問題はあるかとは存じますが、同じ管轄内ということもありまして、そういう意味合いも含めての移転だったと、選考だったというふうに聞いておりますので、その分は警察のほうで、パトロールとかそういうのでカバーしていただけるというふうに思っておりますところでございます。

また、カメラにつきましては、先ほど市の設置につきましては、県の補助を取るという関係もありまして、通学路であったりとかいうことの基準もありますので、今後、いわゆる地元設置であるとかの声が上がれば、御相談をお受けしたいなというふうには思っておりますところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） 交番移転するということで、今現在ある場所に、老朽化だったりとか手狭になったりとか、様々な問題があったとは思うんですけども、この場所にあるということが、様々なやっぱり犯罪抑止だったりとか、例えば客引き行為だったりとか、そういったものに対する抑止力というのは働いていたというふうに思うんですね。この移転に関する検討がなされたというときに、筑紫野市としてその検討の中に行政は入っていたのかというのを、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 協議の中には入っていなかったというふうに聞いておるところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） 協議の中に入っていないということは、市としての要望だったりとか、そういったことも特段、警察のほうには上げていないということですかね。要望だったり何か意見だったりとか、そういった経過はないということですか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） もう警察のほうで協議をされた結果で、決められたというふうに聞いているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） 吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） いずれにしましても、近隣の不安だったりとか、抑止力がもしかしたら低下するかもしれない、そういったところの心配もありますので、そういったところは行政としてもしっかり把握をしていただいて、必要があれば警察のほうに相談していただく、そういった対応というのは取っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（前田倫宏君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 今ある交番が移転すると、交番の後には何か施設が入るんですか。どこの持ち物で、何か施設が入るとか知りたいんですけども。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 跡地につきましては、ちょっと私たちもまだ聞いていないところでございます。敷地については、西鉄さんの土地を借りてあるということで聞いております。

○委員長（前田倫宏君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） いや、借りれるものなら、例えば先ほど言われましたみたいに、地域の防犯の拠点だとかそういったところにするとか、そうして、例えばそこを警察官立寄所と申請すれば、寄ってもらえるじゃないですか。そうすると、定期的にそこに警察官が立ち寄るんですね。そういったふうに、やっぱり吉村副委員長が言われたみたいに、かなり交番がなくなることで抑止力は下がるとお思いますので、そういったこともできないかなと思っただけです。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑がある方は。

城委員。

○委員（城 健二君） 今の件について、ちょっと私からのあれなんですけど、警察官立寄所というのは、もうどこでもやってくれるんですよ、札をね。どこでもやってくれるので、あちこちに警察官立寄所というのはあるから、あれも本当に予防のため、そして予防というのはあれなんで、結局、東側に交番ができて、いわゆる警察官の職務の中に、1時間に一遍はあの辺を回らなきゃいけないという、警らって、パトロールなんですけどね、その時間が必ず設けられているんですよ。だからあの辺を、必ず警察官がすぐ回ってくる。

で、あそこからだったらすぐ来れるし、そして、いわゆる新しいところにできれば今度にはパトカーが止められる。今のところはパトカーが止められないんですよ。そういうのもあるんですよ。だから一応、そういうあれもあるから、あそこに東側に交番を造ったんだと私は思います。（「はい、理解しました」と呼ぶ者あり）

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これも私がちょっと相談を受けた、朝倉街道にも交番があったんですよ。朝倉街道の隣の右端に。あれが今、イオンの前の交番に移ったんですよ。あそこはね、あのビルのオーナーは戸田さんというんですけど、あの人の土地はね、もう50年ぐらい前に、じいちゃんの代ぐらいのときに、あそこを市に貸して、市が県に貸して、交番ができたみたい。ちゃんとそのときに覚書があって、交番が立ち退きするときには、もっとちゃんと地主さんに返してくださいという形があっただけでなっているんですけど、あれは二日市の今んとほとんど変わらないような状況の場所やったけど、向こうに行って立派になっとるし、パトカーもどンドン止められておるし、先ほど城さんが言うように、二日市の東口のほうにできるので、もっとばっちりできるんじゃないかなと、私はそう判断しているんですけど。（「理解しました」と呼ぶ者あり）

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き所管事務調査、防災・減災対策について、執行部から説明をお願いいたします。
川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） それでは、防災・減災についてでございます。

項目が複数ございますので、一つずつ資料の御説明をさせていただきます。

まず、福岡県地震に関するアセスメント調査報告書に基づく、本市に想定される最大被

害状況についてです。資料は2ページを御覧ください。

今回のアセスメント調査は、前回調査が平成24年でしたが、それから約10年間の社会情勢の変化や、地震に関する調査研究の蓄積等を踏まえ、福岡県の地震防災対策の基礎資料とするため、地震に関する最大の被害を想定した調査として福岡県により実施され、10月末に各市に説明会などがありました。

今回つけております本資料は、筑紫野市に一番影響を与えるであろう警固断層帯による被害想定を記載させていただいております。

上部の表は、今回調査と前回調査の被害想定と比較表になります。今回は最大震度が7、全壊と全焼が1,900棟、半壊が3,100棟、死者数が100人、負傷者600人、避難者は9,700人と想定されております。前回調査では最大震度が6強でしたが、その差分として、全壊・全焼が400棟の増、半壊が1,900棟の増、死者数は増減ありませんが、負傷者数は100人の減、避難者は5,800人の増となっております。

表の下のほうに記載しておりますけど、今回調査の結果は、冬の18時・強風というケースで最大の被害があるであろうというケースで想定をされております。なお、避難者数は発災当日のケースが示されております。ちなみに前回調査の結果の数字は、今回調査に合わせて、被害想定数を丸めて記載させていただいておりますことを御承知おきください。

ちなみに今回の被災者数は、前回調査時の算定根拠である建物の全壊・焼失棟数による避難者に、それに加えて、建物の半壊及びライフラインの被害、断水や停電などによる被災者数も追加されております。さらに、これに避難所外、いわゆる在宅や車中泊の避難者数も含まれた数字となっております。

以上の内容を踏まえ、福岡県の説明では、発災当日の避難者総数の内訳として、避難所の避難者と避難所外避難者の割合は6対4というふうに想定しているとのことで、それによりますと、避難所の避難者数は約5,900人、避難所外避難者は約3,800人というふうに想定をされているところでございます。

資料中心部には、警固断層帯震度分布図を記載しております。右が前回調査時の図、左が今回調査時の図です。今回の想定では震度が7と想定されたこともありまして、震度7の赤い部分が新たに記載され、さらに6強のオレンジの部分、6弱の黄色の部分が広がっておるところになります。筑紫野市では6強のオレンジの部分がかかなり増えているような図面となっております。

図の下に記載しておりますけれども、今回の警固断層帯の想定では、断層帯の北西部と

南東部の連動を想定して、建物被害が生じる震度6弱以上の地域が拡大したため、建物の被害全体が増加していると。それから負傷者数は、前回調査時よりも負傷者率が低いため減少しております。今回の避難者数は、前回調査時の――先ほど御説明しましたように――全壊・焼失に加え、半壊やライフライン被害を受けたものも含むために、大幅に増加しております。

資料の説明については以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） 単純な質問なのですが、今回の調査、令和7年度の最大震度7と、前は6強という形の中で、負傷者が今回は震度7のあれで600人と、前回1,600人と、今回マイナス1,000と。そして避難者は、震度7で9,700人が避難すると。前回よりも5,800人は多く避難するという中で、何で負傷者の数がこんなに少なくなっているのかなと思うんですけど、何でこういうあれになっているんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 永田係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 県の説明によりますと、基本的に今は耐震化が進んでおりますし、あと、建物の中での地震対策も個別に進んでいるような状況がありまして、建物の被害も大きくなりますけども、中の人がかげがをする割合が減っているという形の説明を受けております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 城委員。

○委員（城 健二君） それも、耐震だ、免震だって、すごいあれになっていますけど、でもこれでいくと、全壊・全焼は400増えていると。そして半壊も1,900増えていると。震度7になっているということで、本来この数字というのは、やっぱり負傷者も増えるんじゃないかなと思いますけどね。まあ一応、言われていることは、耐震だとかそういう形で安全性が高くなったということでは言われているのかと思いますけどね。

分かりました。いいです、これは。

○委員長（前田倫宏君） 大丈夫ですか。ほかに質疑のある方はありませんか。

じゃ、私から。今回、次の項目にも関わってくるんですけども、いずれにしても規模が大きく調査事項ではなっていて、避難者数も5,800人増というところで、この防災倉庫とか

備蓄等も様々、今までの避難所運営マニュアルとかもちょっと変わってくる分もあるかなと思うんですけども、今回この10月末に報告を受けたということで、執行部として今後の対策というか、何か方針とかは、今回のこの想定から変わられるんですかね、今までと違うというのは。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今、委員長がおっしゃられたとおり、10年以上前のアセスの数よりも変更があっております。福岡県のほうも、このアセスメントの結果を受けまして、各種計画であるとかマニュアルというのの改訂を今後進められる予定というふうに聞いております。市のほうといたしましても、県のそのようなものを準用しながらつくっているものもありますので、県がつくってきたものについて精査しながら、順次、改訂とかを行っていききたいというふうに思っております。

先ほどすみません、御説明を忘れていましたが、まさにおっしゃられるとおりのもので、今後、以下の説明をするものについては、順次、その内容を踏まえて検討していかなくちゃいけないものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） はい、分かりました。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、避難者数が2.何倍、9,700人に想定されていますけれども、今の一次避難所、二次避難所というので収容人数は充足するのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 実はスフィア基準というものが今ありまして、そういうものも含めて今後、今の現時点での避難者数というのは約4,000人というふうに想定しておりますが、こちらが9,700人、また避難所に来られる方でも5,800人というふうに変わろうかというふうに思われますので、そちらに合わせるような検討を今後行っていかなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 自治体で採用しているのは、自衛隊OBの防災監という設置をしている自治体が結構増えてきているという話を聞くんですけど、やっぱり実際的に、東日本とかいろんなところに行かれた人たちが、現実的に防災関係に詳しい自衛官のOBの人

たちがおるということで、これだけのあれが出てくるとすれば、そろそろ我が市でもそういう防災監とかね、そういう防災担当の専門官を考える必要が出てきたんじゃないかなと思うんだけど。ちょっとこれはもう課長がね、「これを採用しましょう」と言うわけにはいかんからさ、部長の考え方が何かあれば、その防災監とか認識しているのかどうか、お願いします。

○委員長（前田倫宏君） 嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 各市においても防災監を設置していることは十分承知しております。本市としても、そういった形で検討を進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ここの防災倉庫の設置のことも聞いていいんですかね。

○委員長（前田倫宏君） ああ、これは多分、今から。

○委員（山本加奈子君） 今から。

○委員長（前田倫宏君） まず今、2ページだけを。

○委員（山本加奈子君） 左ページだけです。

○委員長（前田倫宏君） 項目が多いので、2ページで今。

○委員（山本加奈子君） ああ、了解。じゃ、後でにします。すみません。

○委員長（前田倫宏君） よろしいですかね。

じゃ、続きまして3ページの説明をお願いいたします。避難所運営マニュアル……。どれがいいです。お任せしていいですか。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 順番でいきますと、避難所運営マニュアルということで書かせていただいております。これにつきましては、別途の資料1のほうを添付させていただいておりますが、先ほども御説明いたしましたように、こちらは現時点での避難者数であるとか現時点でのものを想定してのマニュアルになりますので、こちらについても随時、今回のアセスメントに関わるものについては、その分について改訂を進めていくような形になろうかと思えます。

そしてすみません、このつけさせていただいているマニュアルにつきましては、一次避難所、二次避難所の分のマニュアルとなりまして、ホームページには自主運営のマニユア

ルのほうも添付させていただいております。こちらのほうは、すみませんけれども、ホームページのほうを御覧いただけたらなというふうに思っているところです。

そして項目に、ペット同伴避難の対策というふうに書かせていただいております。こちらは避難所運営マニュアルのほうに、ペットを同伴される場合の記載について、資料の12ページにはなるんですけども、そこに「愛玩動物への対応」という項目で書かせていただいております。現時点においてはこの範囲のマニュアルにはなりますが、記載をさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 避難者の想定が2倍以上になったということと、スフィア基準を守らなきゃいけないということ、今から検討しますよと言われたけど、もう災害は明日起こるかも分からないわけで、ざっと考えるとですよ、今避難所になっているところでは到底間に合わないんじゃないかなと思うんですけど、どれぐらい間に合わなさそうですか。

○委員長（前田倫宏君） 間に合わない。

○委員（西村和子君） 収容し切れない。スフィア基準で受け入れたとしたら、何人ぐらいが避難所には入れないような計算というのは、ざっとされているのかなと思って。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩しましょうか。しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時31分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今おっしゃられた分につきまして、現在のスペースでいくと、従前のスペースでいくと今の数では足りるんですけども、スフィア基準という分でいきますと、まだちょっと精査が終わっていない部分もありますので、そこについては、今のところはまだ精査が終わっていないというところですか、お返事ができないところで

ございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑はありませんか。

私からいいですか。恐らく今まで、公共施設の延べ床面積に対して2平米なりで割って、単純計算していたんじゃないかならうかと思っています。ただ、実際の今までの避難所運営とか見ても、実は動線があって、実際の延べ床面積よりも少ない状況だと認識してあられると思います。今回、スフィア基準が3.5平米ぐらいだったですかね。なのでそういったのも今回の県のアセスメント調査を受けて、避難者数もまだ増加する見込みでありますので、そういったところをぜひ精査をしていただいで、現実的な避難所の確保に努めていただきたいと思っています。

視察先に私たち行ってまいりましたけれども、事前に避難所のレイアウトを作成しておりました。これは自主防災組織の方に働きかけを行って、学校とも連携しながら、自ら地元で協議されてつくったものであって、私も考えると、本当に発災直後、避難所運営は避難者同士でやるという共助の部分かと思っていますけれども、現実集まった方が、「ここをこうしましょう」とかいうふうにはならないんじゃないかなと思っています。

もう事前に分かる、想定される部分であれば、コミュニティのほうでも防犯・防災部会であるとか防災士さんの方が活躍されていますので、私はコミュニティセンターとかのレイアウトに関しては、そういったところにも考えるきっかけにもなりますし、委ねてもいいんじゃないか、それも市も入ってもらってもいいと思いますけれども、事前に分かることは想定して、高齢者ゾーンであるとか乳幼児のゾーンとか、そのコミュニティの中での活用というのは事前に決めてあるほうが実際はいいんじゃないかなと思うんですけど、そういったところを含めていかがですかね、今後の見直しを含めて。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今おっしゃられた内容をいろいろ検討しながら、進めさせていただきますというふうに考えております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ちょっと細かいんですけど、この筑紫野市の避難所運営マニュアル、全部読ませてもらって、すごい細かなところまで書いてあって、読ませてもらって

よかったなと思ったんですが、最初の、細かくて申し訳ないんですけどね、2ページの第1節の「避難所等の定義」というのがありまして、最初に気になったのは、一番下の段で「なお、避難所では、避難者の自力再建を原則とする」という言葉があつて、この「自力再建」というのがすごい引っかかってですね、何かすごい冷たく感じたんですよ。

もちろん避難所ではそうなんですけど、例えば「自力再建」と言われると、生活再建支援制度なのかなとか、いろんなことを考えちゃうので、ここはもし今から変更するのであれば、「自助・共助の原則とする」とか、もう少し優しい言葉で書いたほうが——すみません、細かくて——いいんじゃないかなというのが思ったので、一点ちょっと伝えさせていただきます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） ないようでしたら、次の項目に行つていいですか。

次のほうの項目を説明をお願いいたします。

○危機管理課長（川口 隆君） 続きまして、防災倉庫の設置箇所、資料につきましては3ページに記載しております。

まず名称、それから住所、備考という形で表を作っておりますが、備考のところを御覧いただくと、どこというふう書いてあるのが既存で場所を確保しているところ、それから小学校につきましては、括弧書きで書いている「（外部倉庫設置予定）」というのは、これから今年度中をめどに外倉庫のほうを設置する予定の場所でございます。

資料については以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） 質疑はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） この外部倉庫なんですけれども、外部倉庫の設置予定というところが8か所あるんですけど、これのスケジュール的なものとかも、今からですか、もう既に決まっているんですか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） もう設置は予定しておりますので、今進めているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

私から1点ですね。先ほども言ったとおり、9,700人が想定されるなって、これが変

わってきているんじゃないかなと。倉庫の需要量というものも変わってきていて、この今計画されている部分で賄えるのかなとちょっと気になったんですけど、そういったのは見直しをされるんですかね。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今おっしゃられたとおり、これはあくまでも現時点でのものを想定してなんですけれども、物を入れる倉庫というのが、一番悩ましいところがございますが、いろいろ、既存の施設等の利用などを含めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 続いて、次の説明をお願いいたします。

○危機管理課長（川口 隆君） 続きまして、項目で備蓄物資基本8品目とその他重要品目の状況ということで、4ページを御覧ください。

まず4ページにつきましては、内閣府が通知をしております備蓄物資基本8品目の最低必要量の算出の例による算出結果と、現在、市のほうがそれに対してどのぐらい備蓄しているかという数を記載しているものでございます。

8品目の中の項目が、まず食料、これは避難所避難者数に掛ける1人1日3食の3日ということで、内閣府が算出式をしております。算出式のところに「※1」としてありますが、下の欄で「※1」で避難所避難者数ということで、こちらはあくまでも現在の本市の備蓄計画における想定避難者数は4,000人ですので、その4,000人掛ける1日3食の3日であると、3万6,000食に対して、現時点で主食として市が備蓄している分が1万5,665食ありますと。

毛布につきましては、同じく避難者数に1人当たり2枚ということで、算出は8,000枚のところ、今のところは318枚というふうに、必要な8品目に対する算出式、それから結果と備蓄数量をそれぞれ記載させていただいているところでございます。

続いて、5ページにつきましては、食料品も含みますが、それ以外も含めて、現在、市のほうが備蓄をしているものを記載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） 質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 前回見せていただいたときに指摘させてもらったんですけど、「哺乳瓶とか、これは使い捨てですか」と言ったら、「ああ、書き直します」と言われたんですけど、どうなんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） すみません、これは使い捨ての分でございます。

○委員（西村和子君） チェックをよろしくお願いします。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質問はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今、毎議会ごとにこうやって出していただいている、5年を目安に増やしていくという御答弁をいただいていたので、今されている最中だとは思いますが、すけれども、福祉避難所であるカミーリヤって、大体、想定これぐらいやってやっぱりして……。何か全然、なかなか増えていないように表だけで見えるんですけど、カミーリヤ福祉避難所に対する認識でどんなふうに、何というかな、どれぐらい準備しなきゃとか、普通やっぱり福祉、大変な人たちが避難する場所にしては、いろんなものがちょっと不足しているので、目標はちゃんと決めているということでもいいんですよ。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時42分

再開 午後 3 時43分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 現時点では備蓄品につきましては、全体の備蓄品という形で考えておるんですけども、置き換えなどで、現在置いているところの分を福祉避難所にとりするような、場所を確保してからもなりますけれども、それと並行しながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） ないようでしたら、次の項目に移りたいと思います。

説明をお願いいたします。

○危機管理課長（川口 隆君） 続きまして、災害時トイレ対策ということで、当初トイレの基数の考え方はということでおっしゃられてあった分になります。資料2ということで別につけさせていただいているものが、こちらは内閣府がトイレの確保・管理ガイドラインというものを作っておるものになります。こちらの9ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。

こちらの9ページの上のほうに、「トイレの個数」というふうに書いております。こちらによりますと、被害発生当初は避難者50人当たり1基が必要ですよという形になっております。現時点における筑紫野市の避難者想定は4,000人でございますので、それでいきますと80基、当初は必要になります。女性用と男性用の比率は3対1とするというふうになっておりますので、それでいきますと、女性用が60基、男性用が20基必要になるというふうな形で、基準として示されてあるところでございます。

トイレの必要基数については以上でございますが、それに対して当市といたしましては、いわゆる使い捨ての袋つきのものを備品として準備するというようなことでの対応のほうを考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 質疑のある方はありませんか。

そしたら私からすみません、1点。トイレの今説明がありましたけれども、通知をしますと、今の資料の3ページになるんですけども、これは例で、阪神・淡路大震災、東日本大震災、最近ですと能登のトイレの状況も最初の画像でありますけれども、同じ状況なんですよね、この絵と。もう何十年たってもトイレ環境というのは本当によくならなくて、今そういった過程の中で来てあってですね。

市の備蓄として、簡易トイレというか携帯トイレですね、処理ができる、便器にかぶせて使用するんですけども、これは最初が一番重要なこと。そもそも最初からそういった体制にしておかないと、下水のインフラが整っていなければもちろん流れない。今は水洗式トイレですので、上水、下水と電気と。電気は今もう、引いたらトイレは流れることができるんですけど、下水管が破裂しちゃったり上水が稼働していなければ、こういった状況になりかねないなと思っていて。

本当に今の備蓄のトイレだけでそれをやっていくというのであれば、避難所においても

初期の段階から、まずはそのインフラの寸断状況を確認した上で使用してもらわないと、本当に最近の能登のトイレも、こういったトイレがもうできないような状況の環境があったので、国も課題としてこういった今の方針を固めてあるので、そこら辺、市もしっかり受け止めていただきたいなど。起こり得ることなのかなと私も思っていますね。

なのでそういった意味で、マンホールトイレの新たな避難所の部分での活用であるとか、トレーラーとかも今出てきていますが、本当にちゃんとした公共施設のトイレの便器だけで維持できるのかなと、トイレ環境がですね。仮設トイレも含めて、今どのように考えてあるのかをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 表に戻るんですけども、備品8品目の中の携帯トイレ・簡易トイレというのの必要量の算出式で、内閣府が示しているのが、避難所避難者数に上下水道支障率を掛けて、それで1日お一人が5回はされるでしょうと。で、3日分はということで、それでいくと当市の分は、2,160回分の携帯トイレ・簡易トイレが必要という算定になりますが、当市といたしましては、こちらの分につきましては7,100回分の、算出よりも多い回数の方の備蓄のほうができております。

ただ、これはあくまでもこういうものをきちんと認識して使える、管理してもらえるとというのが重要だと思いますので、そういうふうな、ちゃんとした使えるような周知であるとか、そういうものが必要なというふうなところで考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） もう一点お聞きしますけど、上水道の支障率というふうになっていて、下水道は考慮されていないんですかね。上水と下水というのはまた別であって、ただ上の管が通つとうけん流れるというわけじゃなくて、下水管が破裂しているとなれば、当然利用もできないんじゃないかなと思うんですけど。これが国の式であるならそういったふうになるかもしれないですけど、想定としては上水と下水と電気とがないと使えない中での、上水だけが使えない場合においても下水の支障率があれば、それはまた別で計算というか、考えないかなのかなと思うんですけど、見方としてどうなんですかね、これは。

永田係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） こちらの算出式ですが、こちらにつきましては内閣府が示してあるものでありまして、内閣府の示す資料では、下水道の支障率を計算に入れるような計算になっていないので、今回、資料として出させていただいたのは上水道支

障率に基づくものという形になっております。

○委員長（前田倫宏君） はい、ありがとうございます。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今委員長もおっしゃっていたんですけど、私たちは刈谷市のほうにこの間視察に行って、そこで私がすごいびっくりしたのが、マンホールトイレが小中学校とかにも77基準備されていて、あと公園にも110基用意されているというのを見て、「わっ、すごいな」と思ったんですね。

うちの市は、市役所に今マンホールトイレがあるだけですよね。今準備されているのはそれはそれでありがたいなと思うんですけど、トイレに関しては、避難所に避難していなくても、自宅のトイレが使えなくなる可能性もあると思うんですよね。そうなったときに、そういうマンホールトイレがあれば、すごく助かる人も多いんじゃないかと思ったんです。

今度新しく、二日市コミュニティセンターができます。その一角にマンホールトイレを設置したりとか、今から造るからですね、そういうこととか、例えば二日市小学校、二日市東小学校、ちょっと課が違って申し訳ないんですけど、そういう新たに今増改築したりしているところに、マンホールトイレを設置するようなことも視野に入れられないのかなと思ったんですが、そこを危機管理課のほうから助言したりとかいうことは難しいのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○委員長（前田倫宏君） 休憩しますか。休憩します。しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 3 時52分

再開 午後 3 時54分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 新たな施設を建設するであるとかそういう場合、極力、こちらから、そのような施設ということでの呼びかけというのを行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 今、いろいろトイレの指摘もありますけど、これは上水だけじゃなくて、やっぱり下水管の状況が大きいかなと、トイレに関してはですね。能登も下

水道の管の復旧に3週間以上、多分かかっていると思います。数か月もかかっていると思います。ということを考えれば、在宅避難者——今山本委員が言われたとおりですね——のことも考えなければいけないという中で、やっぱりトイレ問題というのはもう少し力をぜひ入れていただきたいなど、マンホールトイレ含めてですね、と思います。

ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 次の項目の説明をお願いいたします。

○危機管理課長（川口 隆君） 続きまして防災DXの取組ということで、資料につきましては6ページを御覧ください。

現在行っております、防災に関するDX関連の取組の例を幾つか載せさせていただいております。

一つが、防災情報の啓発を図るため、ハザードマップをデジタルマップとして公開をさせていただいているところでございます。

もう一つが、災害時の被害通報の受付から対応までをデジタルで管理して、位置情報や被害状況、対応の進捗状況などを庁内で共有する、何か事があったときにですね。今までは紙ベースで情報共有していたものをデジタル的に情報共有するような、情報共有の円滑化を図るための下のようなマップというものを導入しております。

また、災害用備蓄品につきましても、国の新物資システムを活用して、デジタルで管理を行うようにしております。

また、避難行動要支援者の支援について、避難行動要支援者システムを導入して、これは現在やっておりますが、住民情報と連動させることで、より最新の情報管理を目指すというような取組を現在行っているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 質疑のある方はありませんか。

この間行ったところと比較してもらったほうがいいのかもかもしれません、せっかくなので、この間の。いいですかね。なければ。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ハザードマップは今度更新というか、令和3年でしたよね、作っていたのが。今度、更新とかはそろそろになるのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） これが変わるからですね、県のあれが変わるから。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 現在検討中でございます。

○委員長（前田倫宏君） 市民からの災害情報というか、先日行った刈谷市はSNS等のあれを何か分析されて、それをちゃんとしたあれなのかというのを現地を見た上で、データに地図で落とし込んでいたんですね。そういったのもこれに含まれていますか。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今おっしゃられた内容が、2番目の災害時の情報通報の分、こちらは通報を受けたら市の職員が行きまして、スマホで写真を撮ってというようなことを、そしてその画像を共有するというようなことでの仕組みになってございます。

○委員長（前田倫宏君） はい、ありがとうございます。

なければ、次の項目に行きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） それでは、自助の啓発を目的とした取組ということで、7ページを御覧ください。少し枚数は多うございますけれども、これは自助の取組を紹介するものとして、令和6年の6月号の広報に、まさに「自らを助ける」ということでの特集号を組ませていただいて、その際の記事を載せさせていただいております。こちらについては毎年、6年度もやりましたし、7年度も同じように6月号で記事を組んで、このような記事を記載しております。

そして、一番最後の白いページになりますけれども、消費生活センターだよりというところで、こちらは消防署の情報ですが、感震ブレーカーを設置しましょうということで、こちらも自助のできることを御紹介をさせていただいているように、広報で記事を掲載させていただいているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 今、最後に紹介いただいたページのところの感震ブレーカーについてですけど、これについての補助をしようとかいう考え方はあるんですか。将来的にでもいいんですけど。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 現時点においては、感震ブレーカーという分については今のところは予定はございません。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 国も補助を始めそうという、始めるとかあったと思うんですけど。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） そのような情報も収集しつつ検討というかですね、行いたいと思います、検討をですね。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 今度は2ページ目の中で、全壊・全焼と一くくりになって1,900件とありますけど、その中で火災の内訳って分かるんですか。もし分かれば。地震によって火災が発生するための感震ブレーカーだと思imasるので、どういったところに該当するかなというのを含めて、ちょっと参考にさせていただきたいなと思imasして。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時02分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 焼失棟数といたしまして、警固断層の分でいきますと約500件というふうに記載されております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） はい、ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はありませんか。

今、広報で周知をしていただいでいて、本当にいいなと思うんです。視察先も結構、極端なことを言われていました。これは本当、自衛隊の方とかもよく言われるんですけど、公助じゃ救えないですよ。もう皆さん分かれると思いでいます。市民は何か、公助でどうにか助けてもらえるんじゃないかとちょっと期待もしているというのが、やっぱり実際、実情あるのかなと思いでまして、こういった自助・共助の取組をぜひ、広報を含めて何か取り組んでいただけたらいいのかなと思いでいますので、引き続きよろしくお

願いいたします。

じゃ、次の項目の説明をお願いいたします。

○危機管理課長（川口 隆君） 続きまして、災害情報の発信でございます。

資料は17ページを御覧ください。17ページ、18ページになりますが、まず情報発信といたしましては、「防災メール・まもるくん」であるとか「防災ナビ・まもるくん」、あと市の公式LINE、こういうものはプッシュ型のものでございますけれども、こういうものを登録してくださいと。そうすると情報が来ますよということを、市の出前講座、そういう場でも周知をさせていただいているところでございます。

また、視覚・聴覚障がい者の方向けの情報提供といたしましては、テレフォンサービスというのがございます。電話回線を使用して、固定電話（音声情報）またはファクスで防災情報を一括送信するものとなりまして、送信内容は、筑紫野市からの避難情報であるとか国民保護に関する緊急情報を、このような形で情報発信させていただいております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ありがとうございます。

ただいま執行部の説明を受けましたけれども、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今、視覚・聴覚障がい者向けのお話がありましたけれども、すごく大事なことだと思います。こういう情報に関しては、例えば団体さん、視覚障がい者団体さんとか聴覚障がい者の団体さんとかにも、きちんとお伝えは行っているという認識でいいですか。ちょっとここ、障がい者福祉になっちゃうかもしれないけど。

○委員長（前田倫宏君） 永田係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） こちらのテレフォンサービスの情報につきましては、障がい者福祉で配布していただいているガイドブック等にも掲載させていただいておりますので、そこで周知を図っていただいているところです。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

ラジオを一応聞いて。防災ラジオ、一応視察に行ったので、ラジオ。

吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） 先日、委員会で視察に行ったときに、防災ラジオというものが取組をされてあったんですが、そういったものの活用とか、そういったところの検討と

いうのの考えはありますでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 現時点におきましては、今御紹介しましたような情報発信を強化することを優先して考えておりますので、現時点においては検討していないところでございます。

○委員長（前田倫宏君） 吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） そういった取組もありますよという形で、情報の一つとして市のほうも持っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 様々な意見がずっと出てきよるんやけど、今のいろんな議論の中で、危機管理課の今の人員体制でちゃんと今出たようなことは全部カバーできますか。本当に専門的な問題が色々入るから、相当の人員でこれはやらないととてもじゃないし、予算関係もきちっと積み上げて予算要求をやっていかないと、とてもじゃないけど実施できないような状況じゃないかなと思うんだけど、課長はどう思っているんですか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 御期待に沿えるよう頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 議会としてはさ、様々なことを指摘して、いろんなところに行っ
てさ、いいところがどれだけしてる、どんどんどんどんあんたたちにそう言っとるんやけど、受ける側として、本当にそれができる体制になっているのかどうか。ちゃんとそれは部長に言って、人員増加して、予算も増やしてもらって、さっき言ったように防災監あたりをやってきて、具体的に「実際の災害が起きたときにどうできますよ」という形は取らんと、議会のほうから一方的にどんどんどんどん指摘されてよ、あたふたしてやっていくという、これはずっと同じことをもう何年も繰り返しているわけやから、まあ、川口課長になって少しは変わってきたかなと思って、私も期待はしとるんやけど、どうですかね。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 問題は山積しておりますけれども、相手が災害であったりするものですから、頑張ってまいりたいと思います。

○委員（横尾秋洋君） はい、どんどんしてください。しかしね、ちょっとやっぱり計画

的に立てて、どのぐらいのマンパワーが要るのかとかさ、そういうことを分析しないとね、本当に議会が求めているそういう防災関係とか、危機管理に関しての対応は非常にきついなと思うよね。

だからそれはもう部長に言って、庁議の中で、非常にやっぱりこういう災害が多い中で、筑紫野市として安全安心のまちづくりがちゃんとできとるのかどうか、それと私たちはやっぱり市民の福祉ということが一番やから、市民の命を守っていくということが一番で、皆さん方、様々な意見を述べとるんでね、それを十分対応できるような体制を取らないと、同じことの繰り返しかなという感じがするもんだから、ちゃんとその辺をしっかりとやってくださいよ。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

さっきの防災ラジオの件で、私からもちょっと質問させていただきますけれども、一応テレホンサービス、既存のサービスがあるということでもあります。ただ、これは一応、電話回線と電気も必要でありまして、もちろんさっきの最初の冒頭の震度7の地震ともなれば、停電であったり断線も考えられるという状況で、そういった意味ではラジオというのは電波で受信しますから、そこら辺は有効かなとも思っています。

予算もそんなに、視察先も行ってもそんなかからないようなものだったので、ぜひ何か今、既存のサービスで十分だという見方をされているかもしれませんが、今後の想定される地震をさらに分析をしていただいて、そういった情報の弱者に対しても配慮していただきたいなというふうに思うんですけれども、その点いかがですかね。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 先ほども申しましたように、既存の情報発信の方法を周知をさらに進めながら、その中で、足りない部分については検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） そしたら、終わりましたかね、全部。

じゃ、今、総括として、皆さんから何か質問等、最後ございませぬかね。ないようでしたら質疑を打ち切りたいと思いますけど、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） それでは、質疑を打ち切ります。

すみません、いろいろ膨大な資料を作っていただいて、誠にありがとうございました。

○危機管理課長（川口 隆君） ありがとうございました。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4 時11分

再開 午後 4 時18分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後 4 時18分